

条例改正に伴う新旧対照表

平成28年

奈良市議会3月定例会

平成 2 7 年度関係

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> |

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> |

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> |

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> |

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> |

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> |

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> |

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> |

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> |

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> |

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> |
| <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.125</u></p> <p>_____を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の75</u></p> <p>_____を乗じて得た額）</p> <p>の総額に相当する額を減じた額とする。</p> | <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u>を乗じて得た額）</p> <p>の総額に相当する額を減じた額とする。</p> |

現行

改正案

別表（第5条関係）

別表（第5条関係）

給料表

給料表

| 職員 の区 分 | 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|---------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料 |
| | | 月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | | 137,600 | 187,700 | 223,900 | 258,300 | 285,000 | 315,800 | 360,100 | 405,800 | 456,100 | 519,400 |
| 2 | | 138,700 | 189,500 | 225,500 | 260,400 | 287,200 | 318,000 | 362,700 | 408,200 | 459,200 | 522,300 |
| 3 | | 139,900 | 191,300 | 227,100 | 262,300 | 289,500 | 320,300 | 365,200 | 410,700 | 462,200 | 525,400 |
| 4 | | 141,000 | 193,100 | 228,700 | 264,400 | 291,700 | 322,500 | 367,800 | 413,100 | 465,200 | 528,500 |
| 5 | | 142,100 | 194,700 | 230,300 | 266,300 | 293,700 | 324,800 | 369,900 | 415,000 | 468,200 | 531,600 |
| 6 | | 143,200 | 196,500 | 232,000 | 268,300 | 296,000 | 326,800 | 372,400 | 417,300 | 471,200 | 533,900 |
| 7 | | 144,300 | 198,300 | 233,600 | 270,400 | 298,300 | 329,000 | 374,800 | 419,400 | 474,200 | 536,400 |
| 8 | | 145,400 | 200,100 | 235,200 | 272,500 | 300,600 | 331,200 | 377,300 | 421,600 | 477,300 | 538,800 |
| 9 | | 146,500 | 201,800 | 236,800 | 274,600 | 302,700 | 333,300 | 379,800 | 423,600 | 480,000 | 541,200 |
| 10 | | 147,900 | 203,600 | 238,400 | 276,600 | 305,000 | 335,500 | 382,500 | 425,700 | 483,100 | 543,000 |
| 11 | | 149,200 | 205,400 | 240,000 | 278,700 | 307,200 | 337,600 | 385,100 | 427,800 | 486,100 | 544,800 |
| 12 | | 150,500 | 207,200 | 241,600 | 280,800 | 309,500 | 339,800 | 387,800 | 429,900 | 489,200 | 546,700 |
| 13 | | 151,800 | 208,600 | 243,200 | 282,800 | 311,700 | 341,800 | 390,200 | 431,600 | 491,900 | 548,400 |
| 14 | | 153,300 | 210,400 | 244,700 | 284,900 | 313,800 | 343,800 | 392,500 | 433,400 | 494,200 | 549,800 |
| 15 | | 154,800 | 212,100 | 246,200 | 286,900 | 316,000 | 345,900 | 394,700 | 435,400 | 496,500 | 551,100 |
| 16 | | 156,400 | 213,900 | 247,700 | 289,000 | 318,100 | 347,900 | 397,100 | 437,400 | 498,800 | 552,200 |

| 職員 の区 分 | 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|---------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料 |
| | | 月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | | 140,100 | 190,200 | 226,400 | 259,900 | 286,200 | 317,000 | 361,300 | 406,900 | 457,200 | 520,500 |
| 2 | | 141,200 | 192,000 | 228,000 | 261,900 | 288,400 | 319,200 | 363,900 | 409,300 | 460,300 | 523,400 |
| 3 | | 142,400 | 193,800 | 229,500 | 263,700 | 290,700 | 321,500 | 366,400 | 411,800 | 463,300 | 526,500 |
| 4 | | 143,500 | 195,600 | 231,100 | 265,800 | 292,900 | 323,700 | 369,000 | 414,200 | 466,300 | 529,600 |
| 5 | | 144,600 | 197,200 | 232,600 | 267,700 | 294,900 | 326,000 | 371,100 | 416,100 | 469,300 | 532,700 |
| 6 | | 145,700 | 199,000 | 234,300 | 269,600 | 297,200 | 328,000 | 373,600 | 418,400 | 472,300 | 535,000 |
| 7 | | 146,800 | 200,800 | 235,800 | 271,600 | 299,500 | 330,200 | 375,900 | 420,500 | 475,300 | 537,500 |
| 8 | | 147,900 | 202,600 | 237,400 | 273,700 | 301,800 | 332,400 | 378,400 | 422,700 | 478,400 | 539,900 |
| 9 | | 149,000 | 204,300 | 238,900 | 275,800 | 303,900 | 334,500 | 380,900 | 424,700 | 481,100 | 542,300 |
| 10 | | 150,400 | 206,100 | 240,400 | 277,800 | 306,200 | 336,700 | 383,600 | 426,800 | 484,200 | 544,100 |
| 11 | | 151,700 | 207,900 | 242,000 | 279,900 | 308,400 | 338,800 | 386,200 | 428,900 | 487,200 | 545,900 |
| 12 | | 153,000 | 209,700 | 243,500 | 282,000 | 310,700 | 341,000 | 388,900 | 431,000 | 490,300 | 547,800 |
| 13 | | 154,300 | 211,100 | 245,000 | 284,000 | 312,900 | 343,000 | 391,300 | 432,700 | 493,000 | 549,500 |
| 14 | | 155,800 | 212,900 | 246,500 | 286,100 | 315,000 | 345,000 | 393,600 | 434,500 | 495,300 | 550,900 |
| 15 | | 157,300 | 214,600 | 247,900 | 288,100 | 317,200 | 347,100 | 395,800 | 436,500 | 497,600 | 552,200 |
| 16 | | 158,900 | 216,400 | 249,300 | 290,200 | 319,300 | 349,100 | 398,200 | 438,500 | 499,900 | 553,300 |

| 現行 | | | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 17 | 157,700 | 215,600 | 249,200 | 291,000 | 320,200 | 349,800 | 398,900 | 439,300 | 500,900 | 553,500 | | 17 | 160,200 | 218,100 | 250,800 | 292,200 | 321,400 | 351,000 | 400,000 | 440,400 | 502,000 | 554,600 | |
| 18 | 159,200 | 217,300 | 251,100 | 293,000 | 322,200 | 351,800 | 400,900 | 441,100 | 502,300 | 554,500 | | 18 | 161,700 | 219,800 | 252,600 | 294,200 | 323,400 | 353,000 | 402,000 | 442,200 | 503,400 | 555,600 | |
| 19 | 160,700 | 219,000 | 252,900 | 295,100 | 324,300 | 353,700 | 402,800 | 442,900 | 503,800 | 555,400 | | 19 | 163,200 | 221,400 | 254,300 | 296,300 | 325,500 | 354,800 | 403,900 | 444,000 | 504,900 | 556,500 | |
| 20 | 162,200 | 220,600 | 254,700 | 297,100 | 326,300 | 355,600 | 404,600 | 444,600 | 505,200 | 556,300 | | 20 | 164,700 | 223,000 | 256,100 | 298,300 | 327,500 | 356,700 | 405,700 | 445,700 | 506,300 | 557,400 | |
| 21 | 163,600 | 222,200 | 256,400 | 299,200 | 328,300 | 357,600 | 406,500 | 446,400 | 506,400 | 557,200 | | 21 | 166,100 | 224,500 | 257,800 | 300,400 | 329,500 | 358,700 | 407,600 | 447,500 | 507,500 | 558,300 | |
| 22 | 166,300 | 223,900 | 258,300 | 301,300 | 330,400 | 359,500 | 408,300 | 447,900 | 507,800 | | 22 | 168,800 | 226,200 | 259,600 | 302,500 | 331,600 | 360,600 | 409,400 | 449,000 | 508,900 | | | |
| 23 | 168,900 | 225,600 | 260,200 | 303,300 | 332,400 | 361,500 | 410,100 | 449,300 | 509,300 | | 23 | 171,400 | 227,800 | 261,400 | 304,500 | 333,600 | 362,600 | 411,200 | 450,400 | 510,400 | | | |
| 24 | 171,500 | 227,200 | 261,900 | 305,400 | 334,500 | 363,400 | 412,000 | 450,800 | 510,800 | | 24 | 174,000 | 229,400 | 263,100 | 306,600 | 335,700 | 364,500 | 413,100 | 451,900 | 511,900 | | | |
| 25 | 174,200 | 228,700 | 263,900 | 307,200 | 336,100 | 365,400 | 413,800 | 452,200 | 511,900 | | 25 | 176,700 | 230,800 | 265,100 | 308,400 | 337,300 | 366,500 | 414,900 | 453,300 | 513,000 | | | |
| 26 | 175,900 | 230,300 | 265,800 | 309,300 | 338,000 | 367,300 | 415,300 | 453,500 | 513,000 | | 26 | 178,400 | 232,300 | 267,000 | 310,500 | 339,200 | 368,400 | 416,400 | 454,600 | 514,100 | | | |
| 27 | 177,600 | 231,800 | 267,600 | 311,400 | 340,000 | 369,300 | 416,800 | 454,800 | 514,200 | | 27 | 180,100 | 233,800 | 268,800 | 312,600 | 341,100 | 370,400 | 417,900 | 455,900 | 515,300 | | | |
| 28 | 179,300 | 233,200 | 269,500 | 313,400 | 341,900 | 371,300 | 418,400 | 456,000 | 515,400 | | 28 | 181,800 | 235,100 | 270,700 | 314,600 | 343,000 | 372,400 | 419,500 | 457,100 | 516,500 | | | |
| 29 | 180,800 | 234,600 | 271,200 | 315,400 | 343,600 | 372,800 | 420,000 | 457,000 | 516,400 | | 29 | 183,300 | 236,400 | 272,400 | 316,600 | 344,700 | 373,900 | 421,100 | 458,100 | 517,500 | | | |
| 30 | 182,600 | 235,800 | 273,100 | 317,400 | 345,500 | 374,600 | 421,300 | 457,700 | 517,300 | | 30 | 185,100 | 237,600 | 274,300 | 318,600 | 346,600 | 375,700 | 422,400 | 458,800 | 518,400 | | | |
| 31 | 184,400 | 237,000 | 275,000 | 319,500 | 347,400 | 376,400 | 422,600 | 458,500 | 518,200 | | 31 | 186,900 | 238,700 | 276,200 | 320,700 | 348,500 | 377,500 | 423,700 | 459,600 | 519,300 | | | |
| 32 | 186,100 | 238,300 | 276,800 | 321,600 | 349,200 | 378,000 | 423,800 | 459,200 | 519,100 | | 32 | 188,600 | 239,900 | 278,000 | 322,800 | 350,300 | 379,100 | 424,900 | 460,300 | 520,200 | | | |
| 33 | 187,700 | 239,600 | 278,500 | 323,100 | 351,100 | 379,800 | 425,000 | 459,900 | 519,900 | | 33 | 190,200 | 241,200 | 279,700 | 324,300 | 352,200 | 380,900 | 426,100 | 461,000 | 521,000 | | | |
| 34 | 189,200 | 241,000 | 280,400 | 325,100 | 352,900 | 381,200 | 426,300 | 460,700 | 520,800 | | 34 | 191,700 | 242,500 | 281,600 | 326,300 | 354,000 | 382,300 | 427,400 | 461,800 | 521,900 | | | |
| 35 | 190,700 | 242,300 | 282,200 | 327,100 | 354,700 | 382,700 | 427,600 | 461,400 | 521,500 | | 35 | 193,200 | 243,700 | 283,400 | 328,200 | 355,800 | 383,800 | 428,700 | 462,500 | 522,600 | | | |
| 36 | 192,200 | 243,600 | 284,100 | 329,200 | 356,400 | 384,300 | 428,800 | 462,000 | 522,000 | | 36 | 194,700 | 245,000 | 285,300 | 330,300 | 357,500 | 385,400 | 429,900 | 463,100 | 523,100 | | | |
| 37 | 193,500 | 244,600 | 285,800 | 331,100 | 357,800 | 385,700 | 430,000 | 462,500 | 522,700 | | 37 | 196,000 | 246,000 | 287,000 | 332,200 | 358,900 | 386,800 | 431,100 | 463,600 | 523,800 | | | |
| 38 | 194,800 | 246,100 | 287,500 | 333,000 | 359,100 | 386,900 | 430,800 | 463,100 | 523,300 | | 38 | 197,300 | 247,400 | 288,700 | 334,100 | 360,200 | 388,000 | 431,900 | 464,200 | 524,400 | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 39 | 196,100 | 247,700 | 289,300 | 335,000 | 360,500 | 388,100 | 431,600 | 463,700 | 524,100 | | 39 | 198,600 | 248,900 | 290,500 | 336,100 | 361,600 | 389,200 | 432,700 | 464,800 | 525,200 | |
| 40 | 197,400 | 249,200 | 291,100 | 336,900 | 361,900 | 389,200 | 432,400 | 464,300 | 524,700 | | 40 | 199,900 | 250,400 | 292,300 | 338,000 | 363,000 | 390,300 | 433,500 | 465,400 | 525,800 | |
| 41 | 198,700 | 250,600 | 292,800 | 338,800 | 363,200 | 390,300 | 433,000 | 464,800 | 525,200 | | 41 | 201,200 | 251,800 | 294,000 | 339,900 | 364,300 | 391,400 | 434,100 | 465,900 | 526,300 | |
| 42 | 200,000 | 252,000 | 294,500 | 340,700 | 364,100 | 391,500 | 433,700 | 465,300 | | 42 | 202,500 | 253,200 | 295,700 | 341,800 | 365,200 | 392,600 | 434,800 | 466,400 | | | |
| 43 | 201,300 | 253,400 | 296,200 | 342,500 | 365,200 | 392,700 | 434,400 | 465,700 | | 43 | 203,800 | 254,600 | 297,400 | 343,600 | 366,300 | 393,800 | 435,500 | 466,800 | | | |
| 44 | 202,600 | 254,800 | 297,800 | 344,400 | 366,300 | 393,800 | 435,100 | 466,000 | | 44 | 205,100 | 256,000 | 299,000 | 345,500 | 367,400 | 394,900 | 436,200 | 467,100 | | | |
| 45 | 203,800 | 256,000 | 299,500 | 345,900 | 367,100 | 394,500 | 435,900 | 466,300 | | 45 | 206,300 | 257,200 | 300,700 | 347,000 | 368,200 | 395,600 | 437,000 | 467,400 | | | |
| 46 | 205,100 | 257,300 | 301,200 | 347,300 | 368,000 | 395,200 | 436,700 | | | 46 | 207,600 | 258,500 | 302,400 | 348,400 | 369,100 | 396,300 | 437,800 | | | | |
| 47 | 206,400 | 258,700 | 302,800 | 348,800 | 368,900 | 395,900 | 437,100 | | | 47 | 208,900 | 259,900 | 304,000 | 349,900 | 370,000 | 397,000 | 438,200 | | | | |
| 48 | 207,700 | 260,100 | 304,500 | 350,300 | 369,800 | 396,600 | 437,800 | | | 48 | 210,200 | 261,300 | 305,700 | 351,400 | 370,900 | 397,700 | 438,900 | | | | |
| 49 | 208,800 | 261,400 | 305,700 | 351,900 | 370,700 | 397,200 | 438,300 | | | 49 | 211,300 | 262,600 | 306,900 | 353,000 | 371,800 | 398,300 | 439,400 | | | | |
| 50 | 209,900 | 262,500 | 307,200 | 352,700 | 371,500 | 397,800 | 438,700 | | | 50 | 212,400 | 263,700 | 308,400 | 353,800 | 372,600 | 398,900 | 439,800 | | | | |
| 51 | 211,000 | 263,800 | 308,800 | 353,900 | 372,300 | 398,300 | 439,100 | | | 51 | 213,400 | 265,000 | 309,900 | 355,000 | 373,400 | 399,400 | 440,200 | | | | |
| 52 | 212,100 | 265,100 | 310,400 | 354,900 | 373,100 | 398,700 | 439,500 | | | 52 | 214,500 | 266,300 | 311,500 | 356,000 | 374,200 | 399,800 | 440,600 | | | | |
| 53 | 213,300 | 266,200 | 312,000 | 355,800 | 373,800 | 399,100 | 439,900 | | | 53 | 215,600 | 267,400 | 313,100 | 356,900 | 374,900 | 400,200 | 441,000 | | | | |
| 54 | 214,300 | 267,300 | 313,600 | 356,900 | 374,500 | 399,400 | 440,300 | | | 54 | 216,600 | 268,500 | 314,700 | 358,000 | 375,600 | 400,500 | 441,400 | | | | |
| 55 | 215,300 | 268,600 | 315,200 | 357,800 | 375,200 | 399,700 | 440,700 | | | 55 | 217,500 | 269,800 | 316,300 | 358,900 | 376,300 | 400,800 | 441,800 | | | | |
| 56 | 216,300 | 269,900 | 316,700 | 358,900 | 375,900 | 400,000 | 441,000 | | | 56 | 218,500 | 271,100 | 317,800 | 360,000 | 377,000 | 401,100 | 442,100 | | | | |
| 57 | 217,100 | 271,000 | 318,200 | 359,800 | 376,400 | 400,300 | 441,300 | | | 57 | 219,200 | 272,200 | 319,300 | 360,900 | 377,500 | 401,400 | 442,400 | | | | |
| 58 | 218,100 | 272,000 | 319,400 | 360,500 | 377,000 | 400,600 | 441,700 | | | 58 | 220,100 | 273,200 | 320,500 | 361,600 | 378,100 | 401,700 | 442,800 | | | | |
| 59 | 219,000 | 273,100 | 320,600 | 361,200 | 377,600 | 400,900 | 442,000 | | | 59 | 221,000 | 274,300 | 321,700 | 362,300 | 378,700 | 402,000 | 443,100 | | | | |
| 60 | 220,000 | 274,200 | 321,800 | 361,900 | 378,300 | 401,200 | 442,300 | | | 60 | 221,900 | 275,400 | 322,900 | 363,000 | 379,400 | 402,300 | 443,400 | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 再任用職員以外の職員 | 61 | 220,800 | 275,400 | 322,500 | 362,300 | 378,700 | 401,500 | 442,600 | | | | | | | | | | | | |
| | 62 | 221,800 | 276,400 | 323,400 | 362,900 | 379,400 | 401,800 | | | | | | | | | | | | | |
| | 63 | 222,800 | 277,300 | 324,200 | 363,600 | 380,000 | 402,100 | | | | | | | | | | | | | |
| | 64 | 223,800 | 278,300 | 325,000 | 364,300 | 380,600 | 402,400 | | | | | | | | | | | | | |
| | 65 | 224,500 | 279,100 | 325,900 | 364,600 | 381,000 | 402,700 | | | | | | | | | | | | | |
| | 66 | 225,500 | 280,000 | 326,300 | 365,300 | 381,600 | 403,000 | | | | | | | | | | | | | |
| | 67 | 226,500 | 280,800 | 327,000 | 366,000 | 382,200 | 403,300 | | | | | | | | | | | | | |
| | 68 | 227,600 | 281,700 | 327,800 | 366,700 | 382,800 | 403,600 | | | | | | | | | | | | | |
| | 69 | 228,400 | 282,700 | 328,600 | 367,000 | 383,200 | 403,800 | | | | | | | | | | | | | |
| | 70 | 229,200 | 283,500 | 329,300 | 367,600 | 383,700 | 404,100 | | | | | | | | | | | | | |
| | 71 | 230,000 | 284,300 | 330,000 | 368,300 | 384,200 | 404,400 | | | | | | | | | | | | | |
| | 72 | 230,800 | 285,100 | 330,700 | 368,900 | 384,800 | 404,700 | | | | | | | | | | | | | |
| | 73 | 231,600 | 285,900 | 331,200 | 369,200 | 385,100 | 404,900 | | | | | | | | | | | | | |
| | 74 | 232,300 | 286,400 | 331,800 | 369,800 | 385,500 | 405,200 | | | | | | | | | | | | | |
| | 75 | 233,000 | 286,800 | 332,300 | 370,500 | 385,900 | 405,500 | | | | | | | | | | | | | |
| | 76 | 233,700 | 287,300 | 332,900 | 371,100 | 386,300 | 405,700 | | | | | | | | | | | | | |
| | 77 | 234,400 | 287,400 | 333,200 | 371,500 | 386,600 | 405,900 | | | | | | | | | | | | | |
| | 78 | 235,200 | 287,800 | 333,700 | 372,000 | 386,900 | 406,200 | | | | | | | | | | | | | |
| 79 | 236,000 | 288,000 | 334,100 | 372,600 | 387,200 | 406,500 | | | | | | | | | | | | | | |
| 80 | 236,800 | 288,400 | 334,600 | 373,100 | 387,500 | 406,700 | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 237,500 | 288,600 | 335,000 | 373,600 | 387,700 | 406,900 | | | | | | | | | | | | | | |
| 再任用職員以外の職員 | 61 | 222,600 | 276,600 | 323,600 | 363,400 | 379,800 | 402,600 | 443,700 | | | | | | | | | | | | |
| | 62 | 223,600 | 277,600 | 324,500 | 364,000 | 380,500 | 402,900 | | | | | | | | | | | | | |
| | 63 | 224,500 | 278,500 | 325,300 | 364,700 | 381,100 | 403,200 | | | | | | | | | | | | | |
| | 64 | 225,400 | 279,500 | 326,100 | 365,400 | 381,700 | 403,500 | | | | | | | | | | | | | |
| | 65 | 226,100 | 280,300 | 327,000 | 365,700 | 382,100 | 403,800 | | | | | | | | | | | | | |
| | 66 | 227,000 | 281,200 | 327,400 | 366,400 | 382,700 | 404,100 | | | | | | | | | | | | | |
| | 67 | 227,900 | 281,900 | 328,100 | 367,100 | 383,300 | 404,400 | | | | | | | | | | | | | |
| | 68 | 229,000 | 282,800 | 328,900 | 367,800 | 383,900 | 404,700 | | | | | | | | | | | | | |
| | 69 | 229,800 | 283,800 | 329,700 | 368,100 | 384,300 | 404,900 | | | | | | | | | | | | | |
| | 70 | 230,500 | 284,600 | 330,400 | 368,700 | 384,800 | 405,200 | | | | | | | | | | | | | |
| | 71 | 231,200 | 285,400 | 331,100 | 369,400 | 385,300 | 405,500 | | | | | | | | | | | | | |
| 72 | 232,000 | 286,200 | 331,800 | 370,000 | 385,900 | 405,800 | | | | | | | | | | | | | | |
| 73 | 232,800 | 287,000 | 332,300 | 370,300 | 386,200 | 406,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 74 | 233,500 | 287,500 | 332,900 | 370,900 | 386,600 | 406,300 | | | | | | | | | | | | | | |
| 75 | 234,200 | 287,900 | 333,400 | 371,600 | 387,000 | 406,600 | | | | | | | | | | | | | | |
| 76 | 234,900 | 288,400 | 334,000 | 372,200 | 387,400 | 406,800 | | | | | | | | | | | | | | |
| 77 | 235,600 | 288,500 | 334,300 | 372,600 | 387,700 | 407,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| 78 | 236,400 | 288,900 | 334,800 | 373,100 | 388,000 | 407,300 | | | | | | | | | | | | | | |
| 79 | 237,200 | 289,100 | 335,200 | 373,700 | 388,300 | 407,600 | | | | | | | | | | | | | | |
| 80 | 238,000 | 289,500 | 335,700 | 374,200 | 388,600 | 407,800 | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 238,700 | 289,700 | 336,100 | 374,700 | 388,800 | 408,000 | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 82 | 238,200 | 288,800 | 335,500 | 374,200 | 388,000 | 407,200 | | 82 | 239,400 | 289,900 | 336,600 | 375,300 | 389,100 | 408,300 | |
| 83 | 238,900 | 289,200 | 336,000 | 374,700 | 388,300 | 407,500 | | 83 | 240,100 | 290,300 | 337,100 | 375,800 | 389,400 | 408,600 | |
| 84 | 239,600 | 289,500 | 336,500 | 375,000 | 388,500 | 407,700 | | 84 | 240,800 | 290,600 | 337,600 | 376,100 | 389,600 | 408,800 | |
| 85 | 240,300 | 289,800 | 336,800 | 375,400 | 388,700 | 407,900 | | 85 | 241,500 | 290,900 | 337,900 | 376,500 | 389,800 | 409,000 | |
| 86 | 241,000 | 290,100 | 337,200 | 375,900 | 389,000 | | | 86 | 242,200 | 291,200 | 338,300 | 377,000 | 390,100 | | |
| 87 | 241,700 | 290,400 | 337,700 | 376,300 | 389,300 | | | 87 | 242,900 | 291,500 | 338,800 | 377,400 | 390,400 | | |
| 88 | 242,400 | 290,800 | 338,100 | 376,700 | 389,500 | | | 88 | 243,600 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,600 | | |
| 89 | 243,100 | 291,100 | 338,400 | 377,100 | 389,700 | | | 89 | 244,300 | 292,200 | 339,500 | 378,200 | 390,800 | | |
| 90 | 243,600 | 291,500 | 338,800 | 377,600 | 390,000 | | | 90 | 244,800 | 292,600 | 339,900 | 378,700 | 391,100 | | |
| 91 | 244,100 | 291,800 | 339,300 | 378,000 | 390,300 | | | 91 | 245,300 | 292,900 | 340,400 | 379,100 | 391,400 | | |
| 92 | 244,600 | 292,200 | 339,700 | 378,400 | 390,500 | | | 92 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,600 | | |
| 93 | 244,900 | 292,300 | 339,900 | 378,700 | 390,700 | | | 93 | 246,100 | 293,400 | 341,000 | 379,800 | 391,800 | | |
| 94 | | 292,500 | 340,300 | | | | | 94 | | 293,600 | 341,400 | | | | |
| 95 | | 292,900 | 340,800 | | | | | 95 | | 294,000 | 341,900 | | | | |
| 96 | | 293,300 | 341,200 | | | | | 96 | | 294,400 | 342,300 | | | | |
| 97 | | 293,500 | 341,300 | | | | | 97 | | 294,600 | 342,400 | | | | |
| 98 | | 293,800 | 341,800 | | | | | 98 | | 294,900 | 342,900 | | | | |
| 99 | | 294,200 | 342,200 | | | | | 99 | | 295,300 | 343,300 | | | | |
| 100 | | 294,600 | 342,500 | | | | | 100 | | 295,700 | 343,600 | | | | |
| 101 | | 294,800 | 342,800 | | | | | 101 | | 295,900 | 343,900 | | | | |
| 102 | | 295,100 | 343,200 | | | | | 102 | | 296,200 | 344,300 | | | | |
| 103 | | 295,500 | 343,600 | | | | | 103 | | 296,600 | 344,700 | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|--|---------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 125 | | 301,900 | | | | | | | | | | | 125 | | 303,000 | | | | | | | | | |
| 再任 用職 員 | | 185,400 | 212,900 | 252,900 | 272,300 | 287,400 | 312,800 | 354,500 | 387,600 | 438,700 | 519,100 | | | 再任 用職 員 | | 186,500 | 214,000 | 254,000 | 273,400 | 288,500 | 313,900 | 355,600 | 388,700 | 439,800 | 520,200 |

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|------|---|--------------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|--|----|------|---|--------------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|
| <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 370,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">418,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">470,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">531,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">606,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">708,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p> | 号給 | 給料月額 | 1 | 円 370,000 | 2 | 418,000 | 3 | 470,000 | 4 | 531,000 | 5 | 606,000 | 6 | 708,000 | <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 371,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">419,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">709,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。</p> | 号給 | 給料月額 | 1 | 円 371,000 | 2 | 419,000 | 3 | 471,000 | 4 | 532,000 | 5 | 607,000 | 6 | 709,000 |
| 号給 | 給料月額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 円 370,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 418,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 470,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 531,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 606,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 708,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 号給 | 給料月額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 円 371,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 419,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 471,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 532,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 607,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 709,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の160」とする。</p> | <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p> |

奈良市税条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(市民税の減免)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくはは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第70条 略</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号 _____</p> <p>_____ (当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第135条の3 略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人</u></p> | <p>(市民税の減免)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第70条 略</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u> (当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第135条の3 略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び _____ 法人番号 (_____</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (事業所税の賦課徴収に関する申告の義務) 第155条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設又は廃止の日から30日以内に、当該事業所等の名称、所在地並びに代表者の氏名及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと思つた場合は、この限りでない。 2 略 (事業所税の減免) 第157条 略 2 前項の規定によつて事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該事業所等の名称、所在地並びに代表者の氏名及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> | <p>_____法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 (事業所税の賦課徴収に関する申告の義務) 第155条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設又は廃止の日から30日以内に、当該事業所等の名称、所在地並びに代表者の氏名及び_____法人番号(_____法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと思つた場合は、この限りでない。 2 略 (事業所税の減免) 第157条 略 2 前項の規定によつて事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該事業所等の名称、所在地並びに代表者の氏名及び_____法人番号(_____法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> |

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条－第9条）</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。</p> <p>しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。</p> <p>これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。</p> <p>これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。</p> <p>さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が行う公益活動を推</p> | <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条－第9条）</p> <p><u>第3章の2 地域自治協議会（第9条の2）</u></p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。</p> <p>しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。</p> <p>これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。</p> <p>これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。</p> <p>さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が行う公益活動を推</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。</p> | <p>進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。</p> |
| <p>(定義)</p> | <p>(定義)</p> |
| <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> | <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> |
| <p>(1) 略</p> | <p>(1) 略</p> |
| <p>(2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。</p> | <p>(2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。</p> |
| <p>(3)～(7) 略</p> | <p>(3)～(7) 略</p> |
| <p>(まちづくりの基本理念)</p> | <p>(8) <u>地域自治協議会</u> 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に地域のまちづくりを行う組織をいう。</p> |
| <p>(まちづくりの基本理念)</p> | <p>(まちづくりの基本理念)</p> |
| <p>第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。</p> | <p>第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。</p> |
| <p>(1)・(2) 略</p> | <p>(1)・(2) 略</p> |
| <p>(3) <u>すべて</u>の人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。</p> | <p>(3) <u>全て</u>の人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。</p> |
| <p>(4)・(5) 略</p> | <p>(4)・(5) 略</p> |
| <p>(まちづくりの基本原則)</p> | <p>(まちづくりの基本原則)</p> |
| <p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。</p> | <p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。</p> |
| <p>(1) 略</p> | <p>(1) 略</p> |
| <p>(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市は、</p> | <p>(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p> | <p>互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p> |
| <p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p> | <p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p> |
| <p>(市民の役割)</p> | <p>(市民の役割)</p> |
| <p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> | <p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> |
| <p>(市民公益活動団体の役割)</p> | <p>(市民公益活動団体の役割)</p> |
| <p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校_____及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> | <p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> |
| <p>(事業者の役割)</p> | <p>(事業者の役割)</p> |
| <p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校_____及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> | <p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> |
| <p>(市の責務)</p> | <p>(市の責務)</p> |
| <p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p> | <p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p> |
| <p>2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者_____が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p> | <p>2 市は、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p> |
| <p>3・4 略</p> | <p>3・4 略</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の<u>すべて</u>において参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p> | <p><u>第3章の2 地域自治協議会</u> (地域自治協議会)</p> <p>第9条の2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体は、<u>主体的かつ一体的に地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</u></p> <p>2 <u>地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。</u></p> <p>3 <u>地域自治協議会の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の<u>全て</u>において参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p> |

奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表

| 現行 | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------------------|---|---------------|-------|----------------|---|--|--|----------|---|---------------|-------|----------------|---|---------------|---|
| 別表第1 適用区域（第3条関係） | | 別表第1 適用区域（第3条関係） | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区整備計画区域</th> </tr> <tr> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> | | 地区整備計画区域 | | 略 | 略 | 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区整備計画区域</th> </tr> <tr> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>三条通地区地区整備計画区域</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画三条通地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> | | 地区整備計画区域 | | 略 | 略 | 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 | 三条通地区地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画三条通地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |
| 地区整備計画区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区整備計画区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三条通地区地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画三条通地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係） | | 別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係） | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>制限の内容</td> </tr> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | ア | イ | 地区整備計画区域・計画地区 | 制限の内容 | 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 略 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>制限の内容</td> </tr> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三条通地区地区整備計画区域</td> <td> 1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち、市道三条線（以下「三条通」という。）に面する面について、見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外 </td> </tr> </tbody> </table> | | ア | イ | 地区整備計画区域・計画地区 | 制限の内容 | 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 略 | 三条通地区地区整備計画区域 | 1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち、市道三条線（以下「三条通」という。）に面する面について、見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外 |
| ア | イ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区整備計画区域・計画地区 | 制限の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア | イ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区整備計画区域・計画地区 | 制限の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三条通地区地区整備計画区域 | 1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち、市道三条線（以下「三条通」という。）に面する面について、見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|-----|
| 現行 | 改正案 |
|----|-----|

| |
|--|
| |
|--|

| | |
|---|--|
| <p><u>壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</u></p> <p>3 <u>建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</u></p> <p>4 <u>地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</u></p> <p>5 <u>建築物にベランダ等を設ける場合は、景観に配慮すること。</u></p> <p>6 <u>建築物のクーラー室外機等の屋外設備は、三条通側に設けないこと。ただし、目隠し等で取り囲む場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>8 <u>鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</u></p> <p>9 <u>広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</u></p> | |
|---|--|

別表第2の付表1

建築物の屋根

| 地区整備計画区域・計画地区 | 色相区分 | 明度区分 | 彩度の上限 |
|---------------|------|------|-------|
| 略 | 略 | 略 | 略 |

別表第2の付表1

建築物の屋根

| 地区整備計画区域・計画地区 | 色相区分 | 明度区分 | 彩度の上限 |
|---------------|------|------|-------|
| 略 | 略 | 略 | 略 |

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|--|--------|-------------|------|-------|--|--------|-------------|------|-------|
| 二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域、宝来町地区整備計画区域、東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域及び鶴舞東町地区地区整備計画区域 | | 略 | 略 | 略 | 二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域、宝来町地区整備計画区域、東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域及び鶴舞東町地区地区整備計画区域 | | 略 | 略 | 略 |
| 三条通地区地区整備計画区域 | | 0.0R~9.9R | 4未満 | 2 | 三条通地区地区整備計画区域 | | 0.0YR~4.9YR | 4未満 | 4 |
| | | 5.0YR~9.9YR | 4未満 | 6 | | | 0.0Y~4.9Y | 4未満 | 6 |
| | | 5.0Y~9.9Y | 4未満 | 4 | | | その他の色相 | 4未満 | 2 |
| | | 無彩色 | 4未満 | 二 | | | | | |
| 建築物の外壁又はこれに代わる柱 | | | | | 建築物の外壁又はこれに代わる柱 | | | | |
| 地区整備計画区域・計画地区 | 建築物の規模 | 色相区分 | 明度区分 | 彩度の上限 | 地区整備計画区域・計画地区 | 建築物の規模 | 色相区分 | 明度区分 | 彩度の上限 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 略 | 略 | 略 | 略 | 鶴舞東町地区地区整備計画区域 | 略 | 略 | 略 | 略 |

| 現行 | 改正案 | | | | |
|----|-------|-----|-------------|--------|---|
| | 三条通地区 | 全て | 0.0R~4.9R | 8未満 | 2 |
| | 地区整備計 | の建 | | 8以上 | 1 |
| | 画区域 | 築物 | 5.0R~9.9R | 7未満 | 4 |
| | | | | 7以上8未満 | 3 |
| | | | | 8以上 | 1 |
| | | | 0.0YR~9.9YR | 5未満 | 6 |
| | | | | 5以上6未満 | 4 |
| | | | | 6以上7未満 | 3 |
| | | | | 7以上8未満 | 2 |
| | | | | 8以上9未満 | 1 |
| | | | 0.0Y~4.9Y | 7未満 | 6 |
| | | | | 7以上8未満 | 4 |
| | | | | 8以上9未満 | 3 |
| | | | | 9以上 | 2 |
| | | | 5.0Y~9.9Y | 5未満 | 6 |
| | | | | 5以上8未満 | 4 |
| | | | | 8以上9未満 | 2 |
| | | | | 9以上 | 1 |
| | | | その他の色相 | 8未満 | 2 |
| | | | | 8以上9未満 | 1 |
| | | 無彩色 | 9以下 | - | |

(注) 表の数値は、日本工業規格Z8721に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

(注) 表の数値は、日本工業規格Z8721に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

別表第2の付表2

| 地区整備計画 区域・計画地 区 | 種別 | 制限の内容 |
|-----------------------|----|-------|
| 略 | 略 | 略 |

別表第2の付表2

| 地区整備計画 区域・計画地 区 | 種別 | 制限の内容 |
|-----------------------|----|-------|
| 略 | 略 | 略 |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|------------------------|---|---|------------------------|------------------------|----------|
| 鶴舞東町地区 地区整備計画 区域 | 略 | 略 | 鶴舞東町地区 地区整備計画 区域 | 略 | 略 |
| | | | 三条通地区地 区整備計画区 域 | 全広告 物に関 する事 項 | 意匠形 態 |
| | | | | | 位置 |
| | | | | | 照明 |
| | | | | | 色彩 |
| | | | | 屋上広告物 | |

1 3階以上に掲出するものは、文字や抽象化したイラストのみとし、写真や細かなイラストは、表示できない。

2 区域のにぎわいの創出のための広告物については、トータルデザインを図り、掲出期間を限定する。

敷地境界線を越えて掲出できない。

1 点滅しないものに限る。

2 動画等を表示するものは、設置できない。

3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。

4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。

1 黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、8.0以下とする。

2 地色については、ベージュ、グレーその他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。また、地色で使用する黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、6.0以下とする。

1 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等（テナントの場合を含む。）に表示するものとする。

| 現行 | 改正案 | |
|----|--------|---|
| | | <p>2 面積は、設置壁面の10分の1以下かつ合計30平方メートル以下とし、高さは、建築物の4分の1以下かつ3メートル以下とすること。</p> |
| | 突出し広告物 | <p>1 突き出し長さは、0.8メートル以下とすること。</p> <p>2 総表示面積は、2平方メートル以下とすること。</p> <p>3 建築物の2階部分又は平屋建ての場合は、地上からの高さが2.5メートル以上の部分に設置すること。</p> <p>4 地上から掲出物件の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること。</p> |
| | 壁面広告物 | <p>1 面積は、壁面の3分の1以下かつ1階部分は壁面の10分の4以下、2階部分は壁面の10分の3以下、3階以上は壁面の10分の1以下とすること。</p> <p>2 3階以上に設置するものについては、切り文字形式とする。</p> <p>3 建物の東側及び西側の3階以上の壁面には、管理用の広告物以外は、設置できない。</p> <p>4 壁面に直接塗装するものは、設置できない。</p> <p>5 2階以上の窓のガラス面へは、設置できない。</p> |
| | 塀垣広告物 | <p>街並みの連続性を考慮し、塀垣デザインと一体化を図ること。</p> |

| 現行 | 改正案 | | |
|----|-----|--|---|
| | | <p>広告塔 広告板</p> <p>アーチ広告物 気球広告物 広告幕 のぼり旗 はり札 立看板</p> <p>はり紙 電柱広告物</p> | <p>1 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等（テナントの場合を含む。）に表示するものとする。</p> <p>2 1敷地につき1基までとし、掲出物件は地上から2.5メートル以上6メートル以下に設置すること。ただし、移動式の広告物を除く。</p> <p>3 総表示面積は、2平方メートル以下とし、1面の表示面積は、1平方メートル以下とすること。</p> <p>4 支柱、枠等の色彩は、濃茶又は周辺環境と調和する色彩とすること。</p> <p>イベント時のみの団体名での設置とし、イベント終了後は、速やかに撤去する。</p> <p>設置できない。</p> |

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---------------|-----|---|---|---------------|---|---------------|---|--|---|---|---------------|-----|---|---|---------------|---|---------------|---|
| <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 別表第2ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあつては、当該計画地区）内においては、それぞれ同表イ欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> | <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 別表第2ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあつては、当該計画地区）内においては、それぞれ同表イ欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 略</p> | <p>2 略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）</p> | <p>別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 598 600 639">ア</th> <th data-bbox="600 598 1066 639">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 646 600 687">地区整備計画区域・計画地区</td> <td data-bbox="600 646 1066 687">建築物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 694 600 735">略</td> <td data-bbox="600 694 1066 735">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 742 600 825">三碓五丁目地区整備計画区域</td> <td data-bbox="600 742 1066 825">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 831 600 1404">三条通地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="600 831 1066 1404"> <p>(1) 自動車修理工場</p> <p>(2) この表の付表の危険物の欄に定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物の維持管理上必要なものを除く。）</p> </td> </tr> </tbody> </table> | ア | イ | 地区整備計画区域・計画地区 | 建築物 | 略 | 略 | 三碓五丁目地区整備計画区域 | 略 | 三条通地区地区整備計画区域 | <p>(1) 自動車修理工場</p> <p>(2) この表の付表の危険物の欄に定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物の維持管理上必要なものを除く。）</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 598 1592 639">ア</th> <th data-bbox="1592 598 2067 639">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 646 1592 687">地区整備計画区域・計画地区</td> <td data-bbox="1592 646 2067 687">建築物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 694 1592 735">略</td> <td data-bbox="1592 694 2067 735">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 742 1592 825">三碓五丁目地区整備計画区域</td> <td data-bbox="1592 742 2067 825">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 831 1592 1404">三条通地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="1592 831 2067 1404"> <p>(1) 主として独立した2以上の居室を有しない住戸（住戸専用面積が30平方メートル未満のものに限る。）で構成された共同住宅</p> <p>(2) 建築物の1階及び避難階のうち共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（市道三条線（以下この項において「三条通」という。）に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線を含む鉛直面（以下この項において「垂直面」という。）に垂直に投影したもの</p> </td> </tr> </tbody> </table> | ア | イ | 地区整備計画区域・計画地区 | 建築物 | 略 | 略 | 三碓五丁目地区整備計画区域 | 略 | 三条通地区地区整備計画区域 | <p>(1) 主として独立した2以上の居室を有しない住戸（住戸専用面積が30平方メートル未満のものに限る。）で構成された共同住宅</p> <p>(2) 建築物の1階及び避難階のうち共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（市道三条線（以下この項において「三条通」という。）に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線を含む鉛直面（以下この項において「垂直面」という。）に垂直に投影したもの</p> |
| ア | イ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区整備計画区域・計画地区 | 建築物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三碓五丁目地区整備計画区域 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三条通地区地区整備計画区域 | <p>(1) 自動車修理工場</p> <p>(2) この表の付表の危険物の欄に定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物の維持管理上必要なものを除く。）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア | イ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区整備計画区域・計画地区 | 建築物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三碓五丁目地区整備計画区域 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三条通地区地区整備計画区域 | <p>(1) 主として独立した2以上の居室を有しない住戸（住戸専用面積が30平方メートル未満のものに限る。）で構成された共同住宅</p> <p>(2) 建築物の1階及び避難階のうち共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（市道三条線（以下この項において「三条通」という。）に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線を含む鉛直面（以下この項において「垂直面」という。）に垂直に投影したもの</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | 改正案 | |
|----|--|-----|--|
| | | | <p><u>の水平方向の長さの合計が、当該建築物の1階及び避難階（三条通に面する部分に限る。）を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの2分の1以上であるもの。ただし、当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線の長さが10メートル未満の建築物については、当該共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（以下「共同住宅等部分」という。）のうち自動車車庫の出入口、居住の用に供する玄関、階段等用途上やむを得ない部分を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計については、当該共同住宅等部分を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計には算入しない。</u></p> <p>(3) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 建築物の維持管理上必要なもの</p> <p>イ 圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（次</p> |

| 現行 | | 改正案 | |
|----|---|-----|--|
| | | | <p><u>に定めるものに限る。)</u> <u>(ア) 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第7条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの</u> <u>(イ) 高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準(同項第2号の2に掲げる基準にあつては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。)</u>に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの</p> |
| 略 | 略 | 略 | 略 |

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | | | 改正案 | | |
|---|-----------------|---------------------------------------|---|-----------------|---|
| (消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。 別表(第4条関係) | | | (消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。 別表(第4条関係) | | |
| 名称 | 位置 | 管轄区域 | 名称 | 位置 | 管轄区域 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 奈良市南消防署 | 奈良市八条五丁目404番地の1 | 三条川西町、(中略)、青野町____、若葉台一丁目、(中略)、大安寺七丁目 | 奈良市南消防署 | 奈良市八条五丁目404番地の1 | 三条川西町、(中略)、青野町、青野町一丁目、青野町二丁目、若葉台一丁目、(中略)、大安寺七丁目 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

平成28年度関係

奈良市建築審査会条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(組織) 第2条 略</p> <p>(招集) 第3条 審査会は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 前各号に定めるものの<u>外</u>、会長が必要と認めるとき。</p> <p>2 会長は、審査会開会の日から少なくとも3日前に招集期日及び付議する事件を示して、委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを<u>え</u>ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>第4条・第5条 略</p> | <p>(組織) 第2条 略 <u>(委員の任期)</u> 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまで<u>その職務を行う。</u></p> <p>(招集) 第4条 審査会は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 前各号に定めるものの<u>ほか</u>、会長が必要と認めるとき。</p> <p>2 会長は、審査会開会の日から少なくとも3日前に招集期日及び付議する事件を示して、委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを<u>得</u>ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>第5条・第6条 略</p> |

奈良市行政手続条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>決定</u>その他の処分の手続又は法第3章若しくは第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令又は条例等に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(11) 略</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 審査請求_____その他の不服申立てに対する行政庁の裁決_____ _____その他の処分の手続又は法第3章若しくは第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令又は条例等に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(11) 略</p> |

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> | <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> |

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> |
| <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 略</p> | <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 略</p> |

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p> | <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p> |

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(屋外広告物等の規制)</p> <p>第11条 市長は、市内のラブホテルについて屋外広告物その他の外観がこの条例の目的を阻害し、又は付近の景観と著しく調和しないと認めるときは、当該ラブホテルの所有者又は営業者に対して当該屋外広告物その他の外観の撤去又は変更を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> | <p>(屋外広告物等の規制)</p> <p>第11条 市長は、市内のラブホテルについて屋外広告物その他の外観がこの条例の目的を阻害し、又は付近の景観と著しく調和しないと認めるときは、当該ラブホテルの所有者又は営業者に対して当該屋外広告物その他の外観の撤去又は変更を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項の処分についてなされた行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てについては、同法第9条第1項の規定は、適用しない。</p> |

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(<u>異議申立</u>)</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立</u>をすることができる。</p> | <p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> |

奈良市情報公開条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p><u>(審査会への諮問等)</u></p> <p>第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次のいずれかに該当するときを除き、奈良市情報公開審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。</p> | <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p>第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</p> |
| <p><u>(諮問をした旨の通知)</u></p> <p>第19条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> | <p><u>(審査会への諮問等)</u></p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁(不服申立てがされた行政庁をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市情報公開審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第20条 第14条第3項の規定は、次の_____いずれかに該当する<u>決定又は裁</u>決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する<u>決定又は裁</u>決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等_____を _____を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を 開示する旨の<u>決定又は裁</u>決（第三者である参加人が当該行政文書の開示 に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(情報公開審査会)</p> <p>第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じて調査審議するため、奈良市 情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2～7 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第22条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うた め必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u> _____に対し、開示</p> | <p>3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問を <u>した旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参 加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除 く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る行政文書の開示について反対意見書を提出し た第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受け <u>たときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁</u>決を行わなけれ ばならない。</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第20条 第14条第3項の規定は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当する_____裁 決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する _____裁決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開 示する旨の<u>決定を除く。</u>）を変更し、当該不服申立てに係る行政文書を 開示する旨の_____裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示 に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(情報公開審査会)</p> <p>第21条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議するため、奈良市 情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2～7 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第22条 審査会は、第19条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うた め必要があると認めるときは、<u>処分庁等</u>（開示決定等又は開示請求に係る 不作為に係る実施機関をいう。以下この章において同じ。）に対し、開示</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることはできない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、<u>第18条第1項</u>の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は<u>諮問実施機関</u>（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 <u>（提出資料の閲覧）</u></p> | <p>決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることはできない。</p> <p>2 <u>処分庁等</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、<u>第19条第1項</u>の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、<u>処分庁等</u>に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は<u>処分庁等</u>（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 <u>（提出資料等の閲覧等）</u></p> |
| <p><u>第25条</u> 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> | <p><u>第25条</u> 不服申立人等は、不服申立てに係る事件の調査審議が終結するまでの間、審査会に対し、<u>第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料（以下「提出資料等」という。）の閲覧（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又は当該提出資料等の写しの交付（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）</u>を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> |
| <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> | <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定する</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第26条 審査会の行う第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> | <p><u>ことができる。</u></p> <p>4 第1項の規定による交付を受ける不服申立人又は参加人は、<u>奈良市行政不服審査法施行条例（平成28年奈良市条例第 号。以下「審査法施行条例」という。）の例により手数料を納めなければならない。</u></p> <p>5 審査会は、<u>審査法施行条例の例により前項の手数料を減免することができる。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第26条 審査会の行う第19条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第27条 審査会は、<u>第19条第1項</u>の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> |

奈良市個人情報保護条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(審議会への諮問等)</p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次のいずれかに該当するときに除き、奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> | <p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(審議会への諮問等)</p> |
| <p>第41条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> | <p>第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服申立てがあったと</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</p> | <p>きは、審査庁（不服申立てがされた行政庁をいう。以下この節において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）</p> <p>(3) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>(4) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び次章において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。</p> <p>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</p> |
| <p>第42条 第23条第3項の規定は、次の_____いずれかに該当する<u>決定又は裁</u>決をする場合について準用する。</p> | <p>第42条 第23条第3項の規定は、次の<u>各号の</u>いずれかに該当する_____裁決をする場合について準用する。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する 決定又は裁決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等 _____ _____ を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） （審議会の調査権限）</p> <p>第44条 審議会は、第40条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関 _____</p> | <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する _____ 裁決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報を開示する旨の _____ 裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） （審議会の調査権限）</p> <p>第44条 審議会は、第41条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等（開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この章において同じ。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることはできない。</p> |
| <p>2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審議会は、第40条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 （提出資料の閲覧）</p> | <p>2 処分庁等 _____ は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審議会は、第41条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等 _____ に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は処分庁等 _____ （以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 （提出資料等の閲覧等）</p> |
| <p>第47条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の _____</p> | <p>第47条 不服申立人等は、不服申立てに係る事件の調査審議が終結するまでの間、審議会に対し、第44条第3項若しくは第4項又は前条の規定により _____</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> | <p>審議会に提出された意見書又は資料（以下「提出資料等」という。）の閲覧（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又は当該提出資料等の写しの交付（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> |
| <p>2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> | <p>2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> |
| | <p>3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> |
| | <p>4 第1項の規定による交付を受ける不服申立人又は参加人は、奈良市行政不服審査法施行条例（平成28年奈良市条例第 号。以下「審査法施行条例」という。）の例により手数料を納めなければならない。</p> |
| | <p>5 審議会は、審査法施行条例の例により前項の手数料を減免することができる。</p> |
| <p>（調査審議手続の非公開）</p> | <p>（調査審議手続の非公開）</p> |
| <p>第48条 審議会の行う第40条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> | <p>第48条 審議会の行う第41条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> |
| <p>（答申書の送付等）</p> | <p>（答申書の送付等）</p> |
| <p>第49条 審議会は、第40条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> | <p>第49条 審議会は、第41条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> |

奈良市特定個人情報保護条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p><u>(審議会への諮問等)</u></p> <p>第41条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、個人情報保護条例第43条に規定する奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第43条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</p> <p>(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。</p> <p><u>(諮問をした旨の通知)</u></p> <p>第42条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しな</p> | <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p>第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p><u>(審議会への諮問等)</u></p> <p>第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂</p> |
| <p>第42条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しな</p> | <p>第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>ればならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> | <p>正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁（不服申立てがされた行政庁をいう。以下この節において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報保護条例第43条に規定する奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）</p> <p>(3) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>(4) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁</u>決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する<u>決定又は裁</u>決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等_____を<u>変更し、当該開示決定等</u>に係る保有特定個人情報を開示する旨の<u>決定又は裁</u>決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)(不服申立ての調査審議)</p> <p>第44条 個人情報保護条例第44条から第49条までの規定は、<u>第41条第1項</u>の規定による諮問に対する調査審議について準用する。</p> | <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する_____裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する_____裁決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等_(開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)_を<u>変更し、当該不服申立て</u>に係る保有特定個人情報を開示する旨の_____裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)(不服申立ての調査審議)</p> <p>第44条 個人情報保護条例第44条から第49条までの規定は、<u>第42条第1項</u>の規定による諮問に対する調査審議について準用する。</p> |

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(秘密保持及び個人情報の保護)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第11条_____に規定するところにより個人情報_____を適切に管理しなければならない。</p> | <p>(秘密保持及び個人情報の保護)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第11条並びに奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）第12条及び第13条に規定するところにより個人情報（特定個人情報を含む。）を適切に管理しなければならない。</p> |

奈良市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項_____に規定する書面を添附しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書（<u>添付書類を含む。</u>）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> | <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所<u>又は居所</u></p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所<u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書（<u>添付書類を含む。</u>）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> |
| <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、<u>弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人对しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> | <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3 委員会は、<u>弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人对しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>3 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、 _____ 決定書正副2通を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>4 略</p> <p>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に <u>送付しなければならない。</u></p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副2通を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>主文</u> (2) <u>事案の概要</u> (3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u> (4) <u>理由</u></p> <p>2 略</p> |

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> |

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する基準、<u>手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第46号)第2条各号の一に</u>掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の<u>一に</u>掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(市長が規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する基準、<u>手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第46号)第2条各号のいずれかに</u>掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の<u>いずれかに</u>掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 略</p> |

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> |

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(休職事由)</p> | <p>(休職事由)</p> |
| <p>第2条 法第28条第2項に規定する場合のほか、職員が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、これを休職にすることができる。</p> | <p>第2条 法第28条第2項に規定する場合のほか、職員が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、これを休職にすることができる。</p> |
| <p>(1)・(2) 略</p> | <p>(1)・(2) 略</p> |
| <p>(降給の事由)</p> | <p>(降給の事由)</p> |
| <p>第2条の2 職員が次の各号の<u>一</u>に 該当する場合には、これを降給することができる。</p> | <p>第2条の2 職員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、これを降給することができる。</p> |
| <p>(1)・(2) 略</p> | <p>(1)・(2) 略</p> |
| <p>(降給の効果)</p> | |
| <p>第5条の2 降給は、当該職員が現に受けている給料の号給の直近下位の号給からその職員の属する職務の級の最低の号給までの範囲内において行うものとする。</p> | |
| <p>(条件付採用期間中の職員等の特例)</p> | <p>(条件付採用期間中の職員等の特例)</p> |
| <p>第6条 条件付採用期間中の職員は、法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合又は勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合には、いつでも降任させ、又は免職することができる。</p> | <p>第6条 条件付採用期間中の職員は、法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合又は勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合には、いつでも降任させ、又は免職することができる。</p> |
| <p>2 臨時的に任用された職員は、法第28条第1項各号の<u>一</u>に 掲げる事由に該当する場合又は法第22条第5項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。</p> | <p>2 臨時的に任用された職員は、法第28条第1項各号の<u>いずれかに</u>掲げる事由に該当する場合又は法第22条第5項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。</p> |

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項の規定に基き</u>、一般職に属する職員（地方公営企業に勤務する者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第22条 管理又は監督の地位にある職員のうち必要があると認められる者については、その職務の特殊性に<u>基き</u>、市長が規則で定めるところにより、管理職手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項の規定に基づき</u>、一般職に属する職員（地方公営企業に勤務する者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第22条 管理又は監督の地位にある職員のうち必要があると認められる者については、その職務の特殊性に<u>基づき</u>、市長が規則で定めるところにより、管理職手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p> |

災害派遣手当等の支給に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> | <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p> |

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第5条 第2条に定める職員以外の非常勤の特別職の職員に支給する報酬の額は、同条に定める職員との権衡を考慮し、月額にあつては450,000円を、日額にあつては14,000円を、時間額にあつては1,500円をそれぞれ超えない範囲内において、当該職員の職務等に応じて市長が定める。</p> <p>2 前項に定める職員に支給する費用弁償の額は、第2条に定める職員との権衡を考慮し、市長が定める。</p> | <p>第5条 第2条に定める職員以外の非常勤の特別職の職員に支給する報酬の額は、同条に定める職員との権衡を考慮し、月額にあつては450,000円を、日額にあつては14,000円を、時間額にあつては1,500円をそれぞれ超えない範囲内において、当該職員の職務等に応じて市長が定める。</p> <p>2 前項に定める職員に支給する費用弁償の額は、第2条に定める職員との権衡を考慮し、市長が定める。<u>ただし、勤務の状況から一般職の職員の通勤手当の支給の例によることが適当と市長が認める者の通勤に要する費用については、当該通勤手当に相当する額を超えない範囲内において市長が定める額を費用弁償として支給することができる。</u></p> |

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第41条 臨時職員の給料の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、<u>日額22,500円を</u>超えない範囲内において、臨時職員の職務に応じて市長が規則で定める額とする。</p> | <p>第41条 臨時職員の給料の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、<u>月額にあつては300,000円を、日額にあつては22,500円をそれぞれ超えない範囲内</u>において、臨時職員の職務に応じて市長が規則で定める額とする。</p> |
| <p>2 臨時職員の通勤手当の額は、<u>日額700円を</u>超えない範囲内において、市長が規則で定める。</p> | <p>2 臨時職員の通勤手当の額は、<u>月額にあつては55,000円を、日額にあつては700円をそれぞれ超えない範囲内</u>において、市長が規則で定める。</p> |
| <p>3・4 略</p> | <p>3・4 略</p> |

奈良市手数料条例 新旧対照表

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|-----------|----------------------|--|---|-----------|----------------------|--|---|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| 番号 | 名称 | 事務 | 金額 | 番号 | 名称 | 事務 | 金額 |
| 35 | 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 | 床面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算適合性判定（以下この項において「判定」という。）を要する場合 20,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合（ウに掲げる場合を除く。） 16,000円 ウ 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要しない場合 10,000円 | 35 | 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要する場合 16,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 10,000円 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|---|-----|--|--|---|
| | | | <p>床面積の合計が30平方メートル以内の場合</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 判定を要する場合 29,000円と次項に掲げる手数料額との合計額</p> <p>イ 判定を要しない場合 (ウに掲げる場合を除く。) 25,000円</p> <p>ウ 構造計算書等の添付を要しない場合 15,000円</p> | | | | <p>床面積の合計が30平方メートル以内の場合</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 構造計算書等の添付を要する場合 25,000円</p> <p>イ 構造計算書等の添付を要しない場合 15,000円</p> |
| | | | <p>床面積の合計が100平方メートル以内の場合</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 判定を要する場合 41,000円と次項に掲げる手数料額との合計額</p> <p>イ 判定を要しない場合 (ウに掲げる場合を除く。) 37,000円</p> <p>ウ 構造計算書等の添付を要しない場合 21,000円</p> | | | | <p>床面積の合計が100平方メートル以内の場合</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 構造計算書等の添付を要する場合 37,000円</p> <p>イ 構造計算書等の添付を要しない場合 21,000円</p> |
| | | | <p>床面積の合計が200平方メートル以内の場合</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 判定を要する場合</p> | | | | <p>床面積の合計が200平方メートル以内の場合</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 構造計算書等の添付</p> |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|---------------------------------------|---|-----|--|---------------------------------------|---|
| | | | の場合 59,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 (ウに掲げる場合を除く。) 55,000円 ウ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000円 | | | | の場合 を要する場合 55,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000円 |
| | | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 判定を要する場合 96,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 92,000円 | | | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 | 1件につき 92,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 判定を要する場合 124,000円と次項に掲げる手数料額との合計額 イ 判定を要しない場合 120,000円 | | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 | 1件につき 120,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 | | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え | 1件につき 230,000円 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|---------------------------|---|-----|--|---------------------------|--------------------------|
| | | 5,000平方メートル以内の場合 | ア 判定を要する場合 <u>234,000円と次項に掲げる手数料額との合計額</u> イ 判定を要しない場合 <u>230,000円</u> | | | 5,000平方メートル以内の場合 | |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 | | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え | 1件につき <u>270,000円</u> |
| | | 10,000平方メートル以内の場合 | ア 判定を要する場合 <u>274,000円と次項に掲げる手数料額との合計額</u> イ 判定を要しない場合 <u>270,000円</u> | | | 10,000平方メートル以内の場合 | |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 | | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え | 1件につき <u>410,000円</u> |
| | | 50,000平方メートル以内の場合 | ア 判定を要する場合 <u>414,000円と次項に掲げる手数料額との合計額</u> イ 判定を要しない場合 <u>410,000円</u> | | | 50,000平方メートル以内の場合 | |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 | | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 1件につき <u>660,000円</u> |
| | | | ア 判定を要する場合 <u>664,000円と次項に掲げる手数料額との合計額</u> イ 判定を要しない場合 | | | | |

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|-----|--------------|---|---|--|-----|--|--|--|--|
| | | | | 660,000円 | | | | | |
| 35の | 構造計算 | 建築基準法 | 構造計算が建築 | 構造計算適合性判定を行 | | | | | |
| 2 | 適合性判定 手数料 | 第6条第5 項又は第18 条第4項の 規定に基づ く構造計算 適合性判定 を求める事 務 | 基準法第20条第 2号イに規定す る方法により適 正に行われたも のであるかどうか の判定のみで ある場合 | う1の建築物ごと(建築基 準法施行令(昭和25年政令 第338号)第137条の14第1 号に該当する場合は、その 部分ごと。以下この項にお いて同じ。)に次に掲げる 額を合算した額を加えて 得た額 ア 床面積が200平方メー トル以内のもの 117,100円 イ 床面積が200平方メー トルを超え500平方メー トル以内のもの 140,000円 ウ 床面積が500平方メー トルを超え1,000平方メ ートル以内のもの 162,800円 エ 床面積が1,000平方メ ートルを超え2,000平方 メートル以内のもの 185,700円 オ 床面積が2,000平方メ ートルを超え10,000平 方メートル以内のもの | | | | | |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|---|---|-----|--|--|--|
| | | | 221,900円 | | | | |
| | | | カ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | | | | |
| | | | の 294,700円 | | | | |
| | | | キ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの | | | | |
| | | | 541,300円 | | | | |
| | | 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合 | 構造計算適合性判定を行う1の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額を加えて得た額 | | | | |
| | | | ア 床面積が200平方メートル以内のもの | | | | |
| | | | 88,700円 | | | | |
| | | | イ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | | | | |
| | | | 100,100円 | | | | |
| | | | ウ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | | | | |
| | | | 111,600円 | | | | |
| | | | エ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | | | | |
| | | | 123,000円 | | | | |
| | | | オ 床面積が2,000平方メ | | | | |

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|------|--------------------|-------------------------|---|--|------|--------------------|---------------------------|---|---|
| | | | | <p>メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 139,600円</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 176,000円</p> <p>キ 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 297,600円</p> | | | | | |
| | | | <p>構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定である場合</p> | <p>構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合に掲げる額の合計額</p> | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 76の5 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 略 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | 略 | 略 | 76の5 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律 | 略 | 略 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|---|--|-----|--|---|--|
| | | (平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。) | | | | (平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。) | |
| | | | | | | 既存住宅に床面積の合計が100平方メートル以内の場合 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 |
| | | | | | | 及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次 | ア 一戸建ての住宅の場合(イに係るものを除く。) 79,000円 |
| | | | | | | | イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 13,000円 |
| | | | | | | | ウ 共同住宅等の場合(エに係るものを除く。) |
| | | | | | | | アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得 |

| 現行 | | | | | | 改正案 | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|-----------------------------------|--|--|
| | | | | | | | | | | | | 項に規定する審査を除く。) | た金額 | エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | | 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 | ア 一戸建ての住宅の場合 (イに係るものを除く。) 103,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 16,000円 | |
| | | | | | | | | | | | | | ウ 共同住宅等の場合(エに係るものを除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | |
| | | | | | | | | | | | | | エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | |
| | | | | | | | | | | | | 床面積の合計が200平方メートル | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定 | |

| 現行 | | | | | | 改正案 | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|-------------------------------------|---|
| | | | | | | | | | | | | ルを超え500平方メートル以内の場合 | める額 ア 一戸建ての住宅の場合 合（イに係るものを除く。） 174,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 23,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | ウ 共同住宅等の場合（エに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | | | エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 合（イに係るものを除く。） 274,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 37,000円 |

| 現行 | | | | | | 改正案 | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|-----------|--------------|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | ウ 共同住宅等の場合(エに係るものを除く。) |
| | | | | | | | | | | | アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | 床面積の合計が | 次に掲げる区分に応じ、そ | | | | |
| | | | | | | 1,000平方メー | れぞれ1件につき次に定 | | | | |
| | | | | | | トルを超え | める額 | | | | |
| | | | | | | 3,000平方メー | ア 一戸建ての住宅の場 | | | | |
| | | | | | | トル以内の場合 | 合(イに係るものを除 | | | | |
| | | | | | | (一戸建ての住 | く。) 534,000円 | | | | |
| | | | | | | 宅にあつては、 | イ 一戸建ての住宅であ | | | | |
| | | | | | | 1,000平方メー | つて、長期使用構造等適 | | | | |
| | | | | | | トルを超えるも | 合計画である場合 | | | | |
| | | | | | | の) | 52,000円 | | | | |
| | | | | | | | ウ 共同住宅等の場合(エ | | | | |
| | | | | | | | に係るものを除く。) | | | | |
| | | | | | | | アに掲げる額を申請に | | | | |
| | | | | | | | 係る住戸数で除して得 | | | | |
| | | | | | | | た金額 | | | | |
| | | | | | | | エ 共同住宅等であって、 | | | | |
| | | | | | | | 長期使用構造等適合計 | | | | |
| | | | | | | | 画である場合 イに掲 | | | | |

| 現行 | | | | | | 改正案 | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | | | | げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | 床面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 |
| | | | | | | | | | | | (一戸建ての住宅を除く。) |
| | | | | | | | | | | | ア イに係るもの以外の場合 950,000円 |
| | | | | | | | | | | | イ 長期使用構造等適合計画である場合 |
| | | | | | | | | | | | 94,000円 |
| | | | | | | | | | | | 床面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 |
| | | | | | | | | | | | (一戸建ての住宅を除く。) |
| | | | | | | | | | | | ア イに係るもの以外の場合 1,627,000円 |
| | | | | | | | | | | | イ 長期使用構造等適合計画である場合 |
| | | | | | | | | | | | 159,000円 |
| | | | | | | | | | | | 床面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 |
| | | | | | | | | | | | 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 |
| | | | | | | | | | | | (一戸建ての住宅を除く。) |
| | | | | | | | | | | | ア イに係るもの以外の場合 3,004,000円 |
| | | | | | | | | | | | イ 長期使用構造等適合計画である場合 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|------|---------------------------------------|--|--|------|---------------------------------------|--|--|
| | | | | | | | 259,000円 |
| | | | | | | 床面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | |
| | | | | | | 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。） | アイに係るもの以外の場合 4,289,000円 |
| | | | | | | | イ 長期使用構造等適合計画である場合 318,000円 |
| | | | | | | 床面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | |
| | | | | | | 30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。） | アイに係るもの以外の場合 5,253,000円 |
| | | | | | | | イ 長期使用構造等適合計画である場合 339,000円 |
| 76の6 | 建築基準法関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画認定申請 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建 | 1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、アに掲げる額とイ及びウに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額）ア・イ 略ウ 第35項のアに規定す | 76の6 | 建築基準法関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画認定申請 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建 | 1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、アに掲げる額とイ_____に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額）ア・イ 略 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|------|----------------------|--------------------------------------|--|------|----------------------|--|---|
| | 手数料 | 築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | る第35の2項に掲げる手数料額の消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額 | | 手数料 | 築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | |
| 76の7 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 略 | 略 | 76の7 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。) | 略 |

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | | |
|----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | 既存住宅に 係る長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 第8条第2 項において 準用する同 法第5条第 1項から第 3項までの 規定に基づ く長期優良 住宅建築等 計画の変更 の認定の申 請に対する 審査（次項 に規定する 審査を除 く。） | 変更に係る床面 積の合計が100 平方メートル以 内の場合 | 1件につき11,000円と次 に掲げる額を合算した額 （共同住宅等の場合に あ っては、合算した額を申請 に係る住戸数で除して得 た金額） ア 第1号変更の場合（長 期使用構造等適合計画 である場合を除く。） 56,000円 イ 第2号等変更の場合 （長期使用構造等適合 計画である場合を除 く。） 9,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円 | |
| | | | | | | | 既存住宅に 係る長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 第8条第2 項において 準用する同 法第5条第 1項から第 3項までの 規定に基づ く長期優良 住宅建築等 計画の変更 の認定の申 請に対する 審査（次項 に規定する 審査を除 く。） | 変更に係る床面 積の合計が100 平方メートルを 超え200平方メ ートル以内の場 合 | 1件につき14,000円と次 に掲げる額を合算した額 （共同住宅等の場合に あ っては、合算した額を申請 に係る住戸数で除して得 た金額） ア 第1号変更の場合（長 期使用構造等適合計画 である場合を除く。） 76,000円 イ 第2号等変更の場合 （長期使用構造等適合 | |

| 現行 | | | | | | 改正案 | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|------------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | 計画である場合を除く。) 11,000円 |
| | | | | | | | | | | | ウ 第3号変更の場合 |
| | | | | | | | | | | | 2,000円 |
| | | | | | | 変更に係る床面積の合計が200平方メートルを | | | | | 1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額 |
| | | | | | | 超え500平方メートル以内の場合 | | | | | (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) |
| | | | | | | | | | | | ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) |
| | | | | | | | | | | | 136,000円 |
| | | | | | | | | | | | イ 第2号等変更の場合 |
| | | | | | | | | | | | (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) |
| | | | | | | | | | | | 16,000円 |
| | | | | | | | | | | | ウ 第3号変更の場合 |
| | | | | | | | | | | | 2,000円 |
| | | | | | | 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを | | | | | 1件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額 |
| | | | | | | 超え1,000平方メートル以内の場合 | | | | | (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) |
| | | | | | | | | | | | ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画 |

| 現行 | | | | | | 改正案 | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|------------------------------------|---|------------|
| | | | | | | | | | | | | 5,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。) | ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | 793,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | イ 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | 63,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | ウ 第3号変更の場合 | 2,000円 |
| | | | | | | | | | | | | 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え | 1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | |
| | | | | | | | | | | | | 10,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。) | ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | 1,390,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | イ 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | 78,000円 |
| | | | | | | | | | | | | | ウ 第3号変更の場合 | 2,000円 |
| | | | | | | | | | | | | 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え | 1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | |

| 現行 | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|------------------------------------|---|------------|--|--|--|
| | | | | | | | | | | 20,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。) | ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 2,604,000円 | | | |
| | | | | | | | | | | | イ 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 141,000円 | | | |
| | | | | | | | | | | | ウ 第3号変更の場合 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 2,000円 | | | |
| | | | | | | | | | | 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え | 1件につき316,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | | | | |
| | | | | | | | | | | 30,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。) | ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 3,783,000円 | | | |
| | | | | | | | | | | | イ 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 188,000円 | | | |
| | | | | | | | | | | | ウ 第3号変更の場合 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 2,000円 | | | |
| | | | | | | | | | | 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場 | 1件につき336,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 | | | | |

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|-------|---|---|--|----------------------------|-------|---|---|--|--|
| | | | | | | | | 合（一戸建ての住宅を除く。） | ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 4,679,000円 |
| | | | | | | | | | イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 235,000円 |
| | | | | | | | | | ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
| 76の8 | 建築基準 関係規定 適合審査 の申出を 併せて行 う長期優 良住宅建 築等計画 変更認定 申請手数 料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請であって、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイ及びウに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額） ア・イ 略 ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額 | | 76の8 | 建築基準 関係規定 適合審査 の申出を 併せて行 う長期優 良住宅建 築等計画 変更認定 申請手数 料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請であって、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイ_____に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額） ア・イ 略 | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | | 略 | 略 | 略 | | 略 |
| 76の11 | 低炭素建築物新築 | 都市の低炭素化の促進 | 床面積が150平方メートル以内 | 1件につき40,100円（建築基準法第6条の2第1項 | 76の11 | 低炭素建築物新築 | 都市の低炭素化の促進 | 床面積が200平方メートル未満 | 1件につき40,200円（建築基準法第6条の2第1項 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | |
|------------|--|--------------------------------|--|------------|--|-----------------------|---|--|
| 等計画認定申請手数料 | に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）に係る審査（次項に係るものを除く。以下この項において「住宅審査」という。） | のもの | 又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円） | 等計画認定申請手数料 | に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において「戸建住宅審査」という。） | のもの | 又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円） | |
| | | 床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの | 1件につき75,400円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円） | | | 床面積が200平方メートル以上のもの | 1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円） | |
| | | 床面積が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの | 1件につき104,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,200円） | | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 | 床面積が300平方メートル未満のもの | 1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円） |
| | | | | | | | | |

| 現行 | | 改正案 | | |
|--------------------------------------|--|--|-------------------------------------|--|
| 床面積が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの | 1件につき144,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円） | 1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。） | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円） |
| 床面積が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの | 1件につき204,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,400円） | | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円） |
| 床面積が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの | 1件につき291,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円） | | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円） |
| 床面積が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの | 1件につき392,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円） | | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円） |
| 床面積が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの | 1件につき512,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円） | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円） |
| 床面積が24,750平方メートルを超えるもの | 1件につき600,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | 1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|---|--------------------------------------|--|---|-------------------------------------|--|
| | | 176,000円) | | | 305,000円) |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の共用部分に係る審査（次項に係るものを除く。以下この項において「共用部分審査」という。） | 床面積が300平方メートル以内のもの | 1件につき114,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、9,500円) | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び第76条の13項において「その他建築物」という。）であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交 | 床面積が300平方メートル未満のもの | 1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円) |
| | 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき186,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、27,200円) | | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円) |
| | 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき288,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、81,500円) | | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円) |
| | 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき369,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、129,000円) | | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円) |
| | 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1件につき440,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、163,000円) | | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円) |
| | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの | 1件につき512,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル | 1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|--|----------------------------------|---|-----------|--|---|--|---|
| | | | 204,000円) | | 通大臣及び 環境大臣が 定める基準 (以下この 項及び第7 6の13項に おいて「誘 導基準」と いう。)の うち、特別 な調査又は 研究の結果 に基づく方 法以外の方 法を用いた ものに係る 審査(以下 この項にお いて「その 他標準審査 」という。) | 一トル未満のも の 床面積が50,000 平方メートル以 上のもの | 207,000円) 1件につき1,117,000円 (低炭素建築物適合計画 である場合にあっては、 289,000円) |
| 都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第53条第 1項の規定 に基づく低 炭素建築物 | 床面積が300平 方メートル以内 のもの | 1件につき250,000円(低 炭素建築物適合計画であ る場合にあっては、11,400 円) | | 都市の低炭 素化の促進 に関する法 律第53条第 1項の規定 に基づく低 炭素建築物 | 床面積が300平 方メートル未 満のもの | 1件につき94,200円(低炭 素建築物適合計画である 場合にあっては、11,500 円) | |
| | 床面積が300平 方メートルを超 え2,000平方メ | 1件につき395,000円(低 炭素建築物適合計画であ る場合にあっては、29,100 | | | 床面積が300平 方メートル以上 2,000平方メ | 1件につき154,000円(低 炭素建築物適合計画であ る場合にあっては、29,300 | |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|---|--|---|---|--|--|
| 新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅を含む。)以外の建築物に係る審査(次項に係るものを除く。以下この項において「その他審査」という。) | 一トール以内のもの 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 床面積が25,000平方メートルを超えるもの | 円) 1件につき560,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、83,400円) 1件につき686,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、131,000円) 1件につき807,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、165,000円) 1件につき921,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、206,000円) | 新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他モデル審査」という。) | トール未満のもの 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 床面積が50,000平方メートル以上のもの | 円) 1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円) 円) 1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、132,000円) 1件につき384,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、166,000円) 1件につき450,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、207,000円) 1件につき581,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、289,000円) |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 | |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|-------|----------|--|---|-------|----------|
| | | 定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分に係る審査（次項に係るものを除く。） | ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 | | |
| | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む。）及び住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るものを除く。） | 1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額 | | |
| | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査 | 1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額 | | |
| 76の12 | 建築基準関係規定 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定 | 1 件につき次に掲げる額を合算した額 | 76の12 | 建築基準関係規定 |
| | | 定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査 | ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額 | | |
| | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査 | 1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額 | | |
| 76の12 | 建築基準関係規定 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定 | 1 件につき次に掲げる額を合算した額 | 76の12 | 建築基準関係規定 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|-------|---------------------------------|--|---|-------|---------------------------------|--|--|
| | 適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | ア・イ 略 ウ 第35項の <u>ア</u> に規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額 | | 適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | ア・イ 略 |
| 76の13 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅の住戸部分を含む） | 床面積が150平方メートル以内のもの 1件につき40,100円（低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円） 床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 1件につき75,400円（低炭素建築物適合計画である場合には、11,400円） 床面積が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 1件につき104,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、18,200円） 床面積が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの 1件につき144,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、29,100円） 床面積が2,100平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 1件につき204,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、37,000円） | 76の13 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項にお | 床面積が200平方メートル未満のもの 1件につき40,200円（低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円） 床面積が200平方メートル以上4,000平方メートル未満のもの 1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合には、11,400円） 床面積が4,000平方メートル以上8,000平方メートル未満のもの 1件につき104,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、18,200円） 床面積が8,000平方メートル以上12,000平方メートル未満のもの 1件につき144,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、29,100円） 床面積が12,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のもの 1件につき204,000円（低炭素建築物適合計画である場合には、37,000円） |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|----|--|---|----------------------------|---|---|
| | む。)に係る審査(次項に係るものを除く。以下この項において「住宅審査」という。) | 超え4,100平方メートル以内のもの | る場合にあっては、47,400円) | いて同じ。)のうち、一戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。) | |
| | | 床面積が4,100平方メートルを | 1件につき291,000円(低炭素建築物適合計画であ | | |
| | | 超え8,300平方メートル以内のもの | る場合にあっては、83,400円) | | |
| | | 床面積が8,300平方メートルを | 1件につき392,000円(低炭素建築物適合計画であ | | |
| | | 超え16,500平方メートル以内のもの | る場合にあっては、131,000円) | | |
| | | 床面積が16,500平方メートルを | 1件につき512,000円(低炭素建築物適合計画であ | | |
| | | 超え24,750平方メートル以内のもの | る場合にあっては、165,000円) | | |
| | | 床面積が24,750平方メートルを | 1件につき600,000円(低炭素建築物適合計画であ | | |
| | | 超えるもの | る場合にあっては、176,000円) | | |
| | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項におい | 床面積が300平方メートル以内のもの | | |
| | 床面積が300平方メートル以内のもの | 1件につき186,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円) | | 床面積が300平方メートル未満のもの | 1件につき123,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円) |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|--------|------------|-----------------|--------|------------|-----------------|
| て準用する | 方メートルを超 | 炭素建築物適合計画であ | て準用する | 方メートル以上 | 炭素建築物適合計画であ |
| 同法第53条 | え2,000平方メ | る場合にあっては、27,200 | 同法第53条 | 2,000平方メー | る場合にあっては、22,400 |
| 第1項の規 | ートル以内のも | 円) | 第1項の規 | トル未満のもの | 円) |
| 定に基づく | の | | 定に基づく | | |
| 低炭素建築 | 床面積が2,000 | 1件につき288,000円(低 | 低炭素建築 | 床面積が2,000 | 1件につき206,000円(低 |
| 物新築等計 | 平方メートルを | 炭素建築物適合計画であ | 物新築等計 | 平方メートル以 | 炭素建築物適合計画であ |
| 画の変更の | 超え5,000平方 | る場合にあっては、81,500 | 画の変更の | 上5,000平方メ | る場合にあっては、47,700 |
| 認定の申請 | メートル以内の | 円) | 認定の申請 | ートル未満のも | 円) |
| に対する審 | もの | | に対する審 | の | |
| 査のうち、 | 床面積が5,000 | 1件につき369,000円(低 | 査のうち、 | 床面積が5,000 | 1件につき292,000円(低 |
| 共同住宅の | 平方メートルを | 炭素建築物適合計画であ | 共同住宅に | 平方メートル以 | 炭素建築物適合計画であ |
| 共用部分に | 超え10,000平方 | る場合にあっては、 | 係る審査 | 上10,000平方メ | る場合にあっては、84,000 |
| 係る審査 | メートル以内の | 129,000円) | (以下この | ートル未満のも | 円) |
| (次項に係 | もの | | 項において | の | |
| るものを除 | 床面積が10,000 | 1件につき440,000円(低 | 「共同住宅 | 床面積が10,000 | 1件につき571,000円(低 |
| く。以下こ | 平方メートルを | 炭素建築物適合計画であ | 審査」とい | 平方メートル以 | 炭素建築物適合計画であ |
| の項におい | 超え25,000平方 | る場合にあっては、 | う。) | 上25,000平方メ | る場合にあっては、 |
| て「共用部 | メートル以内の | 163,000円) | | ートル未満のも | 134,000円) |
| 分審査」と | もの | | | の | |
| いう。) | 床面積が25,000 | 1件につき512,000円(低 | | 床面積が25,000 | 1件につき1,006,000円 |
| | 平方メートルを | 炭素建築物適合計画であ | | 平方メートル以 | (低炭素建築物適合計画 |
| | 超えるもの | る場合にあっては、 | | 上50,000平方メ | である場合にあっては、 |
| | | 204,000円) | | ートル未満のも | 202,000円) |
| | | | | の | |
| | | | | 床面積が50,000 | 1件につき1,844,000円 |
| | | | | 平方メートル以 | (低炭素建築物適合計画 |
| | | | | 上のもの | である場合にあっては、 |
| | | | | | 305,000円) |

| 現行 | | | 改正案 | | | |
|----|--|---------------------------------------|--|--|--|---|
| | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るものを除く。以下この項において「その他審査」という。） | 床面積が300平方メートル以内のもの | 1件につき250,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,400円） | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物に係る審査（次項に係るものを除く。以下この項において「その他審査」という。） | 床面積が300平方メートル未満のもの | 1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円） |
| | | 床面積が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの | 1件につき395,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,100円） | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円） | |
| | | 床面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの | 1件につき560,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、83,400円） | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円） | |
| | | 床面積が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの | 1件につき686,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、131,000円） | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円） | |
| | | 床面積が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの | 1件につき807,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、165,000円） | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円） | |
| | | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの | 1件につき921,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、206,000円） | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円） | |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|---------------|-------------|-----|--------|------------|-----------------|
| | | | | | | | |
| | | | | | 他標準審 | の | |
| | | | | | 査」とい | 床面積が50,000 | 1件につき1,117,000円 |
| | | | | | う。) | 平方メートル以 | (低炭素建築物適合計画 |
| | | | | | | 上のも | である場合にあっては、 |
| | | | | | | | 289,000円) |
| | | 都市の低炭素化の促進に関 | 1件につき次に掲げる額 | | 都市の低炭 | 床面積が300平 | 1件につき94,200円(低炭 |
| | | する法律第55条第2項にお | を合算した額 | | 素化の促進 | 方メートル未滿 | 素建築物適合計画である |
| | | いて準用する同法第53条第 | ア 住宅審査に掲げる手 | | に関する法 | のもの | 場合にあっては、11,500 |
| | | 1項の規定に基づく低炭素 | 数料額 | | 律第55条第 | | 円) |
| | | 建築物新築等計画の変更の | イ 共用部分審査に掲げ | | 2項におい | 床面積が300平 | 1件につき154,000円(低 |
| | | 認定の申請に対する審査の | る手数料額 | | て準用する | 方メートル以上 | 炭素建築物適合計画であ |
| | | うち、共同住宅の住戸部分 | | | 同法第53条 | 2,000平方メー | る場合にあっては、29,300 |
| | | 及び共用部分に係る審査 | | | 第1項の規 | トル未滿のもの | 円) |
| | | (次項に係るものを除く。) | | | 定に基づく | 床面積が2,000 | 1件につき247,000円(低 |
| | | | | | 低炭素建築 | 平方メートル以 | 炭素建築物適合計画であ |
| | | | | | 物新築等計 | 上5,000平方メ | る場合にあっては、84,000 |
| | | | | | 画の変更の | ートル未滿のも | 円) |
| | | | | | 認定の申請 | の | |
| | | | | | に対する審 | 床面積が5,000 | 1件につき321,000円(低 |
| | | | | | 査のうち、 | 平方メートル以 | 炭素建築物適合計画であ |
| | | | | | その他建築 | 上10,000平方メ | る場合にあっては、 |
| | | | | | 物であって | ートル未滿のも | 132,000円) |
| | | | | | 誘導基準の | の | |
| | | | | | うち、特別 | 床面積が10,000 | 1件につき384,000円(低 |
| | | | | | な調査又は | 平方メートル以 | 炭素建築物適合計画であ |
| | | | | | 研究の結果 | 上25,000平方メ | る場合にあっては、 |
| | | | | | に基づく方 | ートル未滿のも | 166,000円) |
| | | | | | 法を用いた | の | |

| 現行 | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|-----|--|--|--|
| | | | | | ものに係る床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のも | 1件につき450,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円) |
| | | | | | 他モデル審査」という。 | |
| | | | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | 1件につき581,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円) |
| | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅の住戸部分を含む。)及び住宅(共同住宅を含む。)以外の建築物に係る審査(次項に係るものを除く。) | | | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ その他審査に掲げる手数料額 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額 |
| | | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅の住戸部分及び共用部分並びに住宅 | | | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 住宅審査に掲げる手数料額 イ 共用部分審査に掲げる手数料額 ウ その他審査に掲げる手数料額 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|-------|---|---|--|-------|---|---|---|
| | | (共同住宅を含む。)以外の建築物に係る審査(次項に係るものを除く。) | | | | | |
| 76の14 | 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア・イ 略 ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額 | 76の14 | 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア・イ 略 |
| 76の15 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | | | 76の15 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エ | 床面積が200平方メートル未満のものに関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|--|
| | | | | | | エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。） | 一消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円） |
| | | | | | | 床面積が200平方メートル以上のもの | 1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円） |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 | |
| | | | | | | 床面積が300平方メートル未満のもの | 1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円） |
| | | | | | | 床面積が300平方メートル以上のもの | 1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円） |
| | | | | | | 床面積が2,000平方メートル未満のもの | 1件につき202,000円（建 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|----------------|-----------------|
| | | | | | | 画の認定の平方メートル以 | 建築物エネルギー消費性能 |
| | | | | | | 申請に対す上5,000平方メ | 向上基準適合計画である |
| | | | | | | る審査のう | メートル未満のも |
| | | | | | | ち、同法第 | 場合にあっては、47,700 |
| | | | | | | の | 円) |
| | | | | | | 11条第1項 | 床面積が5,000 |
| | | | | | | に規定する | 平方メートル以 |
| | | | | | | 住宅部分 | 上10,000平方メ |
| | | | | | | (一戸建て | メートル未満のも |
| | | | | | | の住宅を除 | 場合にあっては、84,000 |
| | | | | | | の | 円) |
| | | | | | | く。以下こ | 床面積が10,000 |
| | | | | | | の項、第76 | 平方メートル以 |
| | | | | | | の17項及び | 上25,000平方メ |
| | | | | | | 第76の19項 | メートル未満のも |
| | | | | | | において | 場合にあっては、134,000 |
| | | | | | | の | 円) |
| | | | | | | 「共同住 | 床面積が25,000 |
| | | | | | | 宅」とい | 平方メートル以 |
| | | | | | | う。)に係 | 上50,000平方メ |
| | | | | | | る審査(以 | メートル未満のも |
| | | | | | | 下この項に | ある場合にあっては、 |
| | | | | | | の | 202,000円) |
| | | | | | | において「共 | 床面積が50,000 |
| | | | | | | 同住宅審 | 平方メートル以 |
| | | | | | | 査」とい | 上のも |
| | | | | | | う。) | 性能向上基準適合計画で |
| | | | | | | | ある場合にあっては、 |
| | | | | | | | 305,000円) |
| | | | | | | 建築物のエ | 床面積が300平 |
| | | | | | | ネルギー消 | 方メートル未満 |
| | | | | | | 費性能の向 | のもの |
| | | | | | | 上に関する | 向上基準適合計画である |
| | | | | | | | 場合にあっては、11,500 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|---|---|
| | | | | | | 法律第29条 | 円) |
| | | | | | | 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画である | 床面積が300平方メートル以上 |
| | | | | | | ルギー消費性能向上計画である | 2,000平方メートル未満のもの |
| | | | | | | 性能向上計画 | 円) |
| | | | | | | 画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11項第1項の規定する | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの |
| | | | | | | に規定する | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの |
| | | | | | | 非住宅部分(以下この項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。)であって建 | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの |
| | | | | | | 築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年 | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの |
| | | | | | | 経済産業省令・国土交 | 床面積が50,000平方メートル以上 |
| | | | | | | | 1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円) |
| | | | | | | | 1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円) |
| | | | | | | | 1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、132,000円) |
| | | | | | | | 1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、166,000円) |
| | | | | | | | 1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、207,000円) |
| | | | | | | | 1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|---------------------------------|---|
| | | | | | | 通省令第1号。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。) | 上のもの | 性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円) |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費 | 床面積が300平方メートル未満のもの | 1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円) |
| | | | | | | 建築物エネ | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円) |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|---|--|
| | | | | | | 性能向上計 画の認定の 申請に対す る審査のう ち、非住宅 部分であつ て基準省令 第8条第1 号イ(2)及 びロ(2)の 基準を用い たものに係 る審査(以 下この項に おいて「非 住宅モデル 審査」とい う。) | 床面積が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の | 1件につき243,000円(建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあつては、84,000 円) |
| | | | | | | | 床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の | 1件につき317,000円(建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあつては、132,000 円) |
| | | | | | | | 床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の | 1件につき381,000円(建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあつては、166,000 円) |
| | | | | | | | 床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の | 1件につき446,000円(建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあつては、207,000 円) |
| | | | | | | | 床面積が50,000 平方メートル以 上のも の | 1件につき578,000円(建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあつては、289,000 円) |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第29 条第1項の規定に基づく建 | | 1件につき次に掲げる額 を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げ |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-------|--|---|--|
| | | | | | | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査 | る手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 |
| | | | | 76の16 | 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であつて、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額 |
| | | | | 76の17 | 建築物エネルギー消費性能 | 建築物のエネルギー消費性能の向上のもの | 1件につき36,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|------|--------|----------|----------------|
| | | | | 向上計画 | 上に関する | | 場合にあつては、6,700 |
| | | | | 変更認定 | 法律第31条 | | 円) |
| | | | | 申請手数 | 第2項にお | 床面積が200平 | 1件につき40,900円(建 |
| | | | | 料 | いて準用す | 方メートル以上 | 築物エネルギー消費性能 |
| | | | | | る同法第29 | のもの | 向上基準適合計画である |
| | | | | | 条第1項の | | 場合にあつては、6,700 |
| | | | | | 規定に基づ | | 円) |
| | | | | | く建築物エ | | |
| | | | | | ネルギー消 | | |
| | | | | | 費性能向上 | | |
| | | | | | 計画の変更 | | |
| | | | | | の認定の申 | | |
| | | | | | 請に対する | | |
| | | | | | 審査(次項 | | |
| | | | | | に係るもの | | |
| | | | | | を除く。以 | | |
| | | | | | 下この項に | | |
| | | | | | おいて同 | | |
| | | | | | じ。)のう | | |
| | | | | | ち、一戸建 | | |
| | | | | | ての住宅に | | |
| | | | | | 係る審査 | | |
| | | | | | (以下この | | |
| | | | | | 項において | | |
| | | | | | 「戸建住宅 | | |
| | | | | | 審査」とい | | |
| | | | | | う。) | | |
| | | | | | 建築物のエ | 床面積が300平 | 1件につき72,300円(建 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|---|---|
| | | | | | | エネルギー消費性能向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。） | 方メートル未満のもの 1件につき 120,000 円(建築エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500 円) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 220,000 円(建築エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、22,400 円) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 289,000 円(建築エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、47,700 円) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 84,000 円 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 134,000 円 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件につき 1,002,000 円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|---|
| | | | | | | の | 202,000円) |
| | | | | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | 1件につき1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、305,000円) |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第8条第1号イ(1)及 | 床面積が300平方メートル未満のもの 1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、132,000円) 床面積が10,000平方メートル以上 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|---|--|
| | | | | | | びロ(1)の上25,000平方メートル未満のものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。) | 向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円) |
| | | | | | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円) |
| | | | | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | 1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円) |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申 | 床面積が300平方メートル未満のもの |
| | | | | | | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円) |
| | | | | | | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円) |
| | | | | | | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円) |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|------------------|-----------------|
| | | | | | | 請に対する床面積が5,000 | 1件につき317,000円(建 |
| | | | | | | 審査のうち平方メートル以 | 築物エネルギー消費性能 |
| | | | | | | ち、非住宅上10,000平方メ | 向上基準適合計画である |
| | | | | | | 部分であつ | 場合にあつては、132,000 |
| | | | | | | て基準省令 | 円) |
| | | | | | | 第8条第1 | 1件につき381,000円(建 |
| | | | | | | 号イ(2)及平方メートル以 | 築物エネルギー消費性能 |
| | | | | | | びロ(2)の上25,000平方メ | 向上基準適合計画である |
| | | | | | | 基準を用い | 場合にあつては、166,000 |
| | | | | | | たものに係 | 円) |
| | | | | | | る審査(以 | 1件につき446,000円(建 |
| | | | | | | 下この項に平方メートル以 | 築物エネルギー消費性能 |
| | | | | | | において「非 | 向上基準適合計画である |
| | | | | | | 住宅モデル | 場合にあつては、207,000 |
| | | | | | | 審査」とい | 円) |
| | | | | | | う。) | 1件につき578,000円(建 |
| | | | | | | 床面積が50,000 | 築物エネルギー消費性能 |
| | | | | | | 平方メートル以 | 向上基準適合計画である |
| | | | | | | 上のもの | 場合にあつては、289,000 |
| | | | | | | | 円) |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性 | 1件につき次に掲げる額 |
| | | | | | | 能の向上に関する法律第31 | を合算した額 |
| | | | | | | 条第2項において準用する | ア 戸建住宅審査に掲げ |
| | | | | | | 同法第29条第1項の規定に | る手数料額 |
| | | | | | | 基づく建築物エネルギー消 | イ 非住宅標準審査又は |
| | | | | | | 費性能向上計画の変更の認 | 非住宅モデル審査に掲 |
| | | | | | | 定の申請に対する審査のう | げる手数料額 |
| | | | | | | ち、一戸建ての住宅及び非 | |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-------|--|--|--|
| | | | | | | 住宅部分に係る審査 | |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 |
| | | | | 76の18 | 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額 |
| | | | | 76の19 | 建築物エネルギー消費 | 建築物のエネルギー消費 | 床面積が200平方メートル未満 1件につき 36,800円(エネルギーの使用の合理化) |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----------------|---|--------------------|--|
| | | | | 消費性能基準適合認定申請手数料 | 費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。) | のものの | 等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては、6,700円) |
| | | | | | | 床面積が200平方メートル以上のもの | 1件につき40,900円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円) |
| | | | | | | 床面積が300平方メートル未満のもの | 1件につき72,300円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円) |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|--|
| | | | | | | 費性能の向上に関する | のもの 基準適合建築物である場合にあっては、11,500円) |
| | | | | | | 法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅性能審査」という。) | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき120,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき202,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき289,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき567,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円) 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件につき1,002,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円) 床面積が50,000平方メートル以上 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|--|
| | | | | | | 上のもの | 性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円) |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸 | 1件につき19,700円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円) |
| | | | | | | 床面積が200平方メートル未満のもの | 1件につき21,100円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円) |
| | | | | | | 床面積が200平方メートル以上 | |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|---|
| | | | | | | 建住宅仕様 審査」とい う。) | |
| | | | | | | 建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する | 床面積が300平 方メートル未 満のもの 基準適合建築物である場 合にあっては、11,500円) |
| | | | | | | 法律第36条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能基準適 合の認定の 申請に対す る審査のう ち、共同住 宅であつて 基準省令第 1条第1項 第2号イの (2)及びロ (2)の基準 を用いたも のに係る審 査(以下こ の項におい て「共同住 | 床面積が300平 方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の 1件につき 60,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、22,400円) 床面積が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の 1件につき 107,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、47,700円) 床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の 1件につき 161,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、84,000円) 床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の 1件につき 295,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、134,000 円) 床面積が25,000 平方メートル以 上 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|--|--|-----|--|---|--|
| | | | | | | 宅仕様審査」とい う。)の 床面積が50,000 平方メートル以 上のもの | 上50,000平方メ ートル未満のも の 1件につき870,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、305,000 円) |
| | | | | | | 建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する | 床面積が300平 方メートル未満 のもの 基準適合建築物である場 合にあっては、11,500円) |
| | | | | | | 法律第36条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能基準適 合の認定の 申請に対す る審査のう ち、非住宅 部分であっ て基準省令 第1条第1 項第1号イ の基準を用 いたものに | 床面積が300平 方メートル以上 2,000平方メ ートル未満のも の 1件につき378,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、29,300円) 1件につき539,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、84,000円) 1件につき663,000円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、132,000 円) 1件につき783,000円(建 築物エネルギー消費性能 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | | |
|----|--|--|--|-----|--|--|--|--|---|
| | | | | | | 係る審査 (以下この 項において 「非住宅標 準審査」と いう。) | 上25,000平方メ ートル未満のも の 床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の 床面積が50,000 平方メートル以 上のも 建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する 法律第36条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能基準適 合の認定の 申請に対す る審査のう ち、非住宅 | 上25,000平方メ ートル未満のも の 床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の 床面積が50,000 平方メートル以 上のも 建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する 法律第36条 第1項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能基準適 合の認定の 申請に対す る審査のう ち、非住宅 | 基準適合建築物である場 合にあっては、166,000 円) 1件につき 893,000 円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、207,000 円) 1件につき 1,114,000 円 (建築物エネルギー消費 性能基準適合建築物であ る場合にあっては、 289,000 円) 1件につき 90,800 円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、11,500 円) 1件につき 151,000 円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、29,300 円) 1件につき 243,000 円(建 築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場 合にあっては、84,000 円) 1件につき 317,000 円(建 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | |
|----|--|--|--|-----|--|---|-------------------------------------|---|
| | | | | | | 部分であつて基準省令第1条第1項第1号ロの | 平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円) |
| | | | | | | の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。) | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円) |
| | | | | | | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 1件につき446,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円) |
| | | | | | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | 1件につき578,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円) |
| | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る | | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 一戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲 |

| 現行 | | | | | 改正案 | | | | |
|----|---|---|--|---|-----|---|--|--|---|
| | | | | | | | 審査 | げる手数料額 | |
| | | | | | | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査 | 1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 | |
| 略 | 略 | 略 | | 略 | 略 | 略 | 略 | | 略 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|-----|-------------|--------------------|---|-----|-------------------------|---|---|
| 138 | 水質検査 手数料 | 平常検査（排水検査） | 1件につき 7,900円 | 138 | 環境基準等に 係る水質検査 手数料 | 平常検査（排水検査） | 1件につき 8,640円 |
| | | 平常検査（排水以外の水の検査） | 1件につき 8,900円 | | | 平常検査（排水以外の水の検査） | 1件につき 9,150円 |
| | | 大腸菌群数検査 | 1件につき 1,600円 | | | 大腸菌群数検査 | 1件につき 1,640円 |
| | | 環境基準成分分析1 項目、排水 | 1項目につき 1,100円 | | | 揮発性有機化合物検査 | 1項目につき 53,790円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,450円を加算する。 |
| | | 水基準項目等の検査 | 1項目につき 3,200円 | | | | |
| | | 成分分析3 | 1項目につき 4,200円 | | | | |
| | | 揮発性有機化合物分析 | 1項目につき 44,000円。ただし、同一検体で1項目増すごとに4,200円を加算する。 | | | | |
| | | 農薬項目分析 | 1項目につき 36,400円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,900円を加算する。 | | | | |
| | | 環境基準要監視項目 | 揮発性有機化合物分析 | | | 1項目につき 44,000円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,900円を加算する。 | その他の検査 |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | | |
|-----|------------|---------------|---|-------------------|-----|--------------|-------------------|----------------------------------|-------------------|
| | | 目検査 | し、同一検体で1項目増すごとに4,200円を加算する。 | | | 簡単な前処理を要する検査 | 1項目につき 3,290円 | | |
| | | 農薬項目分析 | 1項目につき36,400円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,900円を加算する。 | | | 複雑な前処理を要する検査 | 1項目につき 4,320円 | | |
| | | 金属項目分析 | 1項目につき4,200円 | | | 特殊な前処理を要する検査 | 1項目につき 13,000円 | | |
| | | その他の分析 | 1項目につき10,400円 | | | | | | |
| 138 | 衛生検査手数料の2料 | 水質飲料検査 水検査 | 毎月検査項目検査 | 1件につき 5,700円 | 138 | 衛生検査手数料の2料 | 水質飲料検査 水検査 | 飲用簡易検査 | 1件につき 7,090円 |
| | | | 食品衛生法に基づく飲用適検査 | 1件につき 72,900円 | | | | 食品衛生法に基づく飲用適検査 | 1件につき 91,100円 |
| | | | 全項目検査（シアン化物イオン及び塩化シアン並びに臭素酸を除く。） | 1件につき 230,000円 | | | | 全項目検査（シアン化物イオン及び塩化シアン並びに臭素酸を除く。） | 1件につき 287,500円 |
| | | | 細菌検査 | 1項目につき 1,600円 | | | | 細菌検査 | 1項目につき 1,850円 |
| | | | 腸管出血性大腸菌O157の検査 | 1項目につき 8,000円 | | | | 残留塩素 | 1項目につき 1,130円 |
| | | | 無機及び感覚項目分析 | 1項目につき 4,200円 | | | | | |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|--|-------------------|---|-----|--|----------------|---|
| | | 金属項目分析 | 1項目につき 4,200円 | | | | |
| | | 有機塩素化合物分析 | 1項目につき 26,500円。ただし、同一検体で1項目増すごとに3,500円を加算する。 | | | 有機塩素化合物検査 | 1項目につき 32,910円。ただし、同一検体で1項目増すごとに3,600円を加算する。 |
| | | 水質無機及び感覚項目並びに金属項目 | 1項目につき 4,200円 | | | 農薬項目検査 | 1項目につき 37,440円。ただし、同一検体で1項目増すごとに6,060円を加算する。 |
| | | 設定有機化合物項目 | 1項目につき 10,400円 | | | その複雑な前処理を要する検査 | 1項目につき 4,320円 |
| | | 分析残留塩素 | 1項目につき 1,100円 | | | 他の検査 | |
| | | 農薬項目分析 | 1項目につき 36,400円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,900円を加算する。 | | | 特殊な前処理を要する検査 | 1項目につき 13,000円 |
| プー | | 5項目検査 | 1件につき | | | プー | 5項目検査 1件につき |

| 現行 | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|---------------|------------|---------|--------|--------------|--------------|--------|--------|---------|-------|---------------|-----------|---------|--|
| | | | ル水 | | 3,800円 | | | ル水 | | 4,320円 | | | |
| | | | 検査 | 総トリハロメタン検査 | 1項目につき | | | | 検査 | 総トリハロメタン検査 | 1項目につき | | |
| | | | | | | | | 37,000円 | | | | 43,710円 | |
| | | | | 一般細菌 | 1項目につき | | | | | 一般細菌 | 1項目につき | | |
| | | | | | | | | 1,600円 | | | | 1,850円 | |
| | | | | レジオネラ属菌 | 1項目につき | | | | | レジオネラ属菌 | 1項目につき | | |
| | | | | | | | | 7,000円 | | | | 7,200円 | |
| | | | | 腸管出血性大腸菌O157 | 1項目につき | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 8,000円 | | | | | |
| | | | 浴槽 | 濁度 | 1項目につき | | | | 浴槽 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 1項目につき | | |
| | | | 水等 | | | | | 1,100円 | 水等 | | | 4,320円 | |
| | | | 検査 | 色度 | 1項目につき | | | | の他の検査 | | | | |
| | | | | | | | | 1,100円 | | | | | |
| | | | | 水素イオン濃度 | 1項目につき | | | | | | 大腸菌又は大腸菌群 | 1項目につき | |
| | | 1,100円 | | | | | 1,640円 | | | | | | |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 1項目につき | | | | レジオネラ属菌 | 1項目につき | | | | | | | |
| | | 4,200円 | | | | | 7,200円 | | | | | | |
| 大腸菌群 | 1項目につき | | | | その前処理を要しない検査 | 1項目につき | | | | | | | |
| | | 1,600円 | | | | | 1,130円 | | | | | | |
| レジオネラ属菌 | 1項目につき | | | 検査 | 複雑な前処理を要する検査 | 1項目につき | | | | | | | |
| | | 7,000円 | | | | | 4,320円 | | | | | | |
| その有機化合物 | 1項目につき | | | | 特殊な前処理を | 1項目につき | | | | | | | |
| 他の | | 10,400円 | | | | | | | | | | | |
| 検査 | 簡易な分析等 | 1項目につき | | | | | | | | | | | |
| | | | 1,100円 | | | | | | | | | | |
| | 過マンガン酸カリウム | 1項目につき | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|----|-----------|-----------------------|------------------|-----|-----------|--------|-------------------|
| | | ム消費量 | 4,200円 | | | 要する検査 | 13,000円 |
| | | 大腸菌又は大腸菌群 | 1項目につき 1,600円 | | | | |
| | | シアン(吸光光度法によるもの) | 1項目につき 4,200円 | | | | |
| | | 有機リン(吸光光度法によるもの) | 1項目につき 4,200円 | | | | |
| | | 陰イオン界面活性剤(吸光光度法によるもの) | 1項目につき 4,200円 | | | | |
| | | フェノール類(吸光光度法によるもの) | 1項目につき 4,200円 | | | | |
| | 食品成分検査 | 定性分析 | 1項目につき 2,300円 | | 食品成分検査 | 定量分析 | 1項目につき 15,530円 |
| | | 定量分析 | 1項目につき 6,900円 | | | | |
| | 食品中の添加物検査 | 定性分析 | 1項目につき 6,900円 | | 食品中の添加物検査 | 定性分析 | 1項目につき 14,190円 |
| | | 定量分析 | 1項目につき 8,300円 | | | 定量分析 | 1項目につき 17,070円 |
| | 食品添加物検査 | 規格検査 | 1件につき 17,700円 | | 食品添加物検査 | 規格検査 | 1件につき 40,010円 |
| | | 定性分析 | 1項目につき 1,700円 | | | | |
| | | 定量分析 | 1項目につき 5,700円 | | | | |
| | 規格検査 | 乳及び乳製品 | 1件につき | | 規格検査 | 乳及び乳製品 | 1項目につき |

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|---|---------------------|------------------|---|-----------------|---------------------|------------------|---|
| | | | 5,700円 | | | | 11,720円 |
| | | その他 | 市長が定める額 | | | その他 | 市長が定める額 |
| | 食品中の 農薬分析 検査 | 定量分析 | 1項目につき 34,000円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,500円を加算する。 | | 食品中の 農薬分析 検査 | 定量分析 | 1項目につき 34,970円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,650円を加算する。 |
| | 器具、容 器及び包 装検査 | 定性分析 | 1項目につき 2,400円 | | 器具、容 器及び包 装検査 | 定性分析 | 1項目につき 4,930円 |
| | | 定量分析 | 1項目につき 4,500円 | | | 定量分析 | 1項目につき 10,180円 |
| | 細菌検査 | 一般細菌 | 1件につき 2,000円 | | 細菌検査 | 一般細菌 | 1項目につき 2,050円 |
| | | | 大腸菌又は大腸 菌群 | 1件につき 2,000円 | | | |
| | | 食中毒菌 | 1菌種につき 3,100円 | | 食中毒菌 | 1項目につき 3,180円 | |
| | | 腸管出血性大腸 菌O157 | 1項目につき 8,000円 | | 腸管出血性大腸 菌O157 | 1項目につき 8,220円 | |
| | その他の試験又は検査 | | 市長が定める額 | | その他の試験又は検査 | | 市長が定める額 |
| | 検査成績書の再発行 | | 1通につき 1,200円 | | 検査成績書の再発行 | | 1通につき 1,230円 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 備考 1～5 略 6 第35の2項に規定する床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 | | | | 備考 1～5 略 | | | |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(1) <u>構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごと（建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと。以下同じ。）の床面積</u></p> <p>(2) <u>構造計算適合性判定を含む確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとの床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する以外の部分の床面積を加えたもの）の2分の1</u></p> <p>(3) <u>構造計算適合性判定を含まない確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 第1号に掲げる床面積</u></p> <p><u>7～12</u> 略</p> <p><u>13</u> 第138項に規定する水質検査及び第138の2項に規定する衛生検査の検査項目____は、市長が別に定める。</p> <p><u>14・15</u> 略</p> | <p><u>6～11</u> 略</p> <p><u>12</u> 第138項に規定する水質検査及び第138の2項に規定する衛生検査の<u>方法及び項目</u>は、市長が別に定める。</p> <p><u>13・14</u> 略</p> |

奈良市総合福祉センター条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(施設構成)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次の各号に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1) 障がい者福祉センターみどりの家</p> <p>ア みどりの家福祉センター</p> <p>イ みどりの家歯科診療所</p> <p><u>ウ みどりの家はり・きゆう治療所</u></p> <p>エ 福祉ホール</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる総合福祉センターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合福祉センター(みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所を除く。)の利用承認及び利用制限に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条の3 総合福祉センターの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、総合福祉センター(みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所を除く。)の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所の開館時間若しくは</p> | <p>(施設構成)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次の各号に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1) 障がい者福祉センターみどりの家</p> <p>ア みどりの家福祉センター</p> <p>イ みどりの家歯科診療所</p> <p>ウ 福祉ホール</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる総合福祉センターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合福祉センター(みどりの家歯科診療所_____を除く。)の利用承認及び利用制限に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条の3 総合福祉センターの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、総合福祉センター(みどりの家歯科診療所_____を除く。)の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、みどりの家歯科診療所_____の開館時間若しくは</p> |

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|----------------------|-----|--------|---|---|-------------|---|---|----------------|--------------|--------------|--------|----------------------|-------|---|---|---|---|---|---|-----|------|-----|--------|---|---|-------------|---|---|----------------|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| <p>休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。 (使用料等)</p> <p>第8条 みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所において徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）に定める使用料及び手数料の例による。</p> <p>別表第1（第4条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">開館時間</th> <th style="width: 70%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福祉センターみどりの家</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">みどりの家はり・きゆう治療所</td> <td rowspan="3">午前9時から午後5時まで</td> <td>(1) 日曜日及び月曜日</td> </tr> <tr> <td>(2) 休日</td> </tr> <tr> <td>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</td> </tr> <tr> <td>福祉ホール</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 開館時間 | 休館日 | 障がい者 略 | 略 | 略 | 福祉センターみどりの家 | 略 | 略 | みどりの家はり・きゆう治療所 | 午前9時から午後5時まで | (1) 日曜日及び月曜日 | (2) 休日 | (3) 12月29日から翌年1月3日まで | 福祉ホール | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | <p>休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。 (使用料等)</p> <p>第8条 みどりの家歯科診療所_____において徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）に定める使用料及び手数料の例による。</p> <p>別表第1（第4条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">開館時間</th> <th style="width: 70%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福祉センターみどりの家</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>みどりの家はり・きゆう治療所</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福祉ホール</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 開館時間 | 休館日 | 障がい者 略 | 略 | 略 | 福祉センターみどりの家 | 略 | 略 | みどりの家はり・きゆう治療所 | 略 | 略 | 福祉ホール | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 施設名 | 開館時間 | 休館日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉センターみどりの家 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| みどりの家はり・きゆう治療所 | 午前9時から午後5時まで | (1) 日曜日及び月曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (2) 休日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (3) 12月29日から翌年1月3日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉ホール | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 開館時間 | 休館日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉センターみどりの家 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| みどりの家はり・きゆう治療所 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉ホール | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

奈良市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p><u>(3) 就学児 子どものうち乳幼児以外の者をいう。</u></p> <p><u>(4) 児童 就学児のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付<u>(就学児(児童を除く。))</u>にあつては、入院に係る給付に限る。)が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付_____が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

奈良市立診療所設置条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(診療時間等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日（奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を除く。）</p> <p>(2) 火曜日、水曜日及び金曜日（奈良市立興東診療所に限る。）</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>3 略</p> | <p>(診療時間等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日（奈良市立都祁診療所にあつては、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を除く。）</p> <p>(2) 月曜日及び木曜日（奈良市立田原診療所に限る。）</p> <p>(3) 火曜日、水曜日及び金曜日（奈良市立興東診療所に限る。）</p> <p>(4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(5) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>3 略</p> |

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>51万円</u>を超えることができない。</p> | <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>52万円</u>を超えることができない。</p> |
| <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p> | <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p> |
| <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>14万円</u>を超えることができない。</p> | <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p> |
| <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>）とする。</p> | <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）とする。</p> |
| <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>26万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属</p> | <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>26万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>47万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>51万円</u>」とあるのは「<u>16万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>51万円</u>」とあるのは「<u>14万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> | <p>する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>48万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「<u>16万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> |

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

| 現行 | | | 改正案 | | |
|--|-----|--------------|--|-------------|--------------|
| 別表（第4条関係） | | | 別表（第4条関係） | | |
| 区分 | | 利用料金（1時間当たり） | 区分 | | 利用料金（1時間当たり） |
| 略 | 略 | 円 略 | 略 | 略 | 円 略 |
| 奈良市右京地域ふれあい 会館 | 和室 | 110 | 奈良市右京地域ふれあい 会館 | <u>調理室</u> | <u>200</u> |
| | 集会室 | 630 | | 和室 | 110 |
| | | | | <u>会議室A</u> | <u>720</u> |
| | | | | <u>会議室B</u> | <u>330</u> |
| | | | | 集会室 | 630 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 | | | 備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。 | | |

奈良市自動車駐車場条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|----|---|---|------------|---|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|------------|---|---|---|--|----|----|---|---|------------|---|------------|---|---|---|
| (名称及び位置) | (名称及び位置) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 | 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市八条第二駐車場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市西之阪第一駐車場</td> <td>奈良市西之阪町38番地の3</td> </tr> <tr> <td>奈良市西之阪第二駐車場</td> <td>奈良市油阪町1番地の107</td> </tr> <tr> <td>奈良市西之阪第三駐車場</td> <td>奈良市西之阪町40番地の1</td> </tr> <tr> <td>奈良市西之阪第四駐車場</td> <td>奈良市西之阪町14番地の1</td> </tr> <tr> <td>奈良市杏中第一駐車場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 奈良市八条第二駐車場 | 略 | 奈良市西之阪第一駐車場 | 奈良市西之阪町38番地の3 | 奈良市西之阪第二駐車場 | 奈良市油阪町1番地の107 | 奈良市西之阪第三駐車場 | 奈良市西之阪町40番地の1 | 奈良市西之阪第四駐車場 | 奈良市西之阪町14番地の1 | 奈良市杏中第一駐車場 | 略 | 略 | 略 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市八条第二駐車場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市杏中第一駐車場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 奈良市八条第二駐車場 | 略 | 奈良市杏中第一駐車場 | 略 | 略 | 略 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市八条第二駐車場 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市西之阪第一駐車場 | 奈良市西之阪町38番地の3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市西之阪第二駐車場 | 奈良市油阪町1番地の107 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市西之阪第三駐車場 | 奈良市西之阪町40番地の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市西之阪第四駐車場 | 奈良市西之阪町14番地の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市杏中第一駐車場 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市八条第二駐車場 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市杏中第一駐車場 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

奈良市火災予防条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---------------|---|-----|-----|-----|-----|--|----------------------|---|-----|-----|-----|-----|--|----------------|---|-----|-----|-----|-----|--|--|-------------|---|-----|-----|-----|-----|--|---|-----|--|-----|-----------|--|--|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---------------|---|-----|-----|-----|-----|--|----------------------|---|-----|-----|-----|-----|--|----------------|---|-----|-----|-----|-----|--|--|-------------|---|-----|-----|-----|-----|--|
| <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第36条 _____ 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。)のうち、同表(1)項ロ、(3)項、(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分には、消火器を1個以上設けなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(防火責任者の選任)</p> <p>第54条 令第1条の2第3項に規定する防火対象物の所有者、管理者又は占有者は、令第4条の規定による防火管理の業務を行わせるために必要があるときは、防火管理者の意見を聴き、その補佐として、防火責任者を置くものとする。</p> <p>別表第3(第3条—第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条—第22条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">入 力</th> <th colspan="4">離隔距離 (cm)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>上 方</th> <th>側 方</th> <th>前 方</th> <th>後 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">炉</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">開放炉</td> <td>使用温度が800℃以上のも</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用温度が300℃以上800℃未満のもの</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用温度が300℃未満のもの</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用温度が800℃以上</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 種 類 | | 入 力 | 離隔距離 (cm) | | | | 備 考 | 上 方 | 側 方 | 前 方 | 後 方 | 炉 | 開放炉 | 使用温度が800℃以上のも | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 150 | 200 | 150 | | 使用温度が300℃未満のもの | — | 100 | 100 | 100 | 100 | | | 使用温度が800℃以上 | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第36条 令第10条第1項に定めるもののほか、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。)のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分には、消火器を1個以上設けなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>第54条 削除</p> <p>別表第3(第3条—第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条—第22条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">入 力</th> <th colspan="4">離隔距離 (cm)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>上 方</th> <th>側 方</th> <th>前 方</th> <th>後 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">炉</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">開放炉</td> <td>使用温度が800℃以上のも</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用温度が300℃以上800℃未満のもの</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用温度が300℃未満のもの</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用温度が800℃以上</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 種 類 | | 入 力 | 離隔距離 (cm) | | | | 備 考 | 上 方 | 側 方 | 前 方 | 後 方 | 炉 | 開放炉 | 使用温度が800℃以上のも | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 150 | 200 | 150 | | 使用温度が300℃未満のもの | — | 100 | 100 | 100 | 100 | | | 使用温度が800℃以上 | — | 250 | 200 | 300 | 200 | |
| 種 類 | | | | 入 力 | 離隔距離 (cm) | | | | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上 方 | 側 方 | | 前 方 | 後 方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炉 | 開放炉 | 使用温度が800℃以上のも | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 150 | 200 | 150 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 使用温度が300℃未満のもの | — | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 使用温度が800℃以上 | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 類 | | 入 力 | 離隔距離 (cm) | | | | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 上 方 | 側 方 | 前 方 | 後 方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炉 | 開放炉 | 使用温度が800℃以上のも | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 150 | 200 | 150 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 使用温度が300℃未満のもの | — | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 使用温度が800℃以上 | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|-------|---|---|-----|-----|-----|-----|---|------|------|------|-------|--|---|---|--|-----|-----|-----|-----|----|
| ふろがま | 不燃以外 | 半密閉式 | 浴室外設置 | 開放炉以外 | のもの 使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの | — | 150 | 100 | 200 | 100 | 注1：浴槽との 離隔距離は0 cmとするが、 合成樹脂浴槽 (ポリプロピ レン浴槽等) の場合は2cm とする。 | ふろがま | 不燃以外 | 半密閉式 | 浴室外設置 | 開放炉以外 | のもの 使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの | — | 150 | 100 | 200 | 100 | | |
| | | | | 浴室外設置 | 開放炉以外 | のもの 使用温度が 300℃未満 のもの | — | 100 | 50 | 100 | | | | | | 50 | 浴室外設置 | 開放炉以外 | のもの 使用温度が 300℃未満 のもの | — | 100 | 50 | 100 | 50 |
| | | | | 浴室外設置 | 外がまでバーナー取り出し口のな いもの | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は42kW以下) | — | 注1 | 15 | 15 | | | | | | 注：浴槽 との離隔距離 は0cm とするが、合 成樹脂浴槽(ポ リプロピレン 浴槽等)の場 合は2cmと する。 | 浴室外設置 | 外がまでバーナー取り出し口のな いもの | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は42kW以下) | — | 注 | 15 | 15 | |
| | | | | 浴室外設置 | 内がま | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は42kW以下) | — | — | 60 | — | | | | | | 浴室外設置 | 内がま | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は42kW以下) | — | — | 60 | — | | |
| | | | | 浴室外設置 | 外がまでバーナー取り出し口のな いもの | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バ ーナーが21kW以 下) | — | 15 | 15 | 15 | | | | | | 浴室外設置 | 外がまでバーナー取り出し口のな いもの | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バ ーナーが21kW以 下) | — | 15 | 15 | 15 | | |
| | | | | 浴室外設置 | 外がまでバーナー取り出し口のあ るもの | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バ ーナーが21kW以 下) | — | 15 | 60 | 15 | | | | | | 浴室外設置 | 外がまでバーナー取り出し口のあ るもの | 21kW以下(ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用バ ーナーが21kW以 下) | — | 15 | 60 | 15 | | |
| | | | | 浴室外設置 | | 21kW以下(ふろ用 | — | 15 | 60 | — | | | | | | 浴室外設置 | | 21kW以下(ふろ用 | — | 15 | 60 | — | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|---|-----|-------|------------------------------------|--------------------|---|------------------------------------|-----|-----|---|-----|-----|----|--|--|--|--|
| 気体燃料 | 密閉式 | 内がま | 以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | | | | | | | 密閉式 | 内がま | 以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | | | | | | |
| | | | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | — | 2注1 | 2 | 2 | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | | | — | 2注 | 2 | 2 | | | | |
| | | | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | 60 | 15 | 15 | 15 | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | | | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | |
| | 浴室内設置 | 外がまでバーナー取り出し口の無いもの | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | 4.5注1 | — | 4.5 | 外がまでバーナー取り出し口の無いもの | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | 4.5注 | — | 4.5 | | | | | |
| 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | | — | — | — | — | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | | — | — | — | — | | | | | | | |
| 半密 | | 外がまでバーナー取り出し口の無いもの | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | 4.5 | — | 4.5 | 外がまでバーナー取り出し口の無いもの | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | 4.5 | — | 4.5 | | | | | |
| | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | — | — | — | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | | — | — | — | — | | | | | | | |
| 半密 | 外がまでバーナー取り出し口の無いもの | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | 4.5 | — | 4.5 | 外がまでバーナー取り出し口の無いもの | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | |
| | | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | — | — | — | | 21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下) | | — | — | — | — | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|------------------------------|---|---|---------|-----|---|-----|--|-----|-------|-----|------------------------------|---|-----|--------|-----|---|--|--|--|--|--|
| 不燃 | 浴室外設置 | 閉式 | 出し口のな いもの | もつものにあつては当該バーナーが70 k W以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 k W以下) | | | | | | 不燃 | 浴室外設置 | 閉式 | 出し口のな いもの | もつものにあつては当該バーナーが70 k W以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 k W以下) | | | | | | | | | |
| | | | 外がまでバーナー取り出し口のあ るもの | 21 k W以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 k W以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 k W以下) | — | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 内がま | 21 k W以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 k W以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 k W以下) | — | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 密閉式 | | 21 k W以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 k W以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 k W以下) | — | 2 注1 | — | 2 | | | | | 密閉式 | | 21 k W以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 k W以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 k W以下) | — | 2 注 | — | 2 | | | | | |
| 屋外用 | | 21 k W以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつて | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | 屋外用 | | 21 k W以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつて | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|------|---------|----------|----------|----------------|--------|--------|-----|-----|---------------------------------------|------|--------|---------|----------|----------|-------|---------------|----|--------|-----|--------|-----|--------|----|
| は当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | | | | | | | | | は当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下) | | | | | | | | | | | | | | |
| 液体燃料 | 不燃以外 | | | 39kW以下 | | | 60 | 15 | 15 | 15 | 液体燃料 | 不燃以外 | | | 39kW以下 | | | 60 | 15 | 15 | 15 | | | |
| | 不燃 | | | 39kW以下 | | | 50 | 5 | — | 5 | | 不燃 | | | 39kW以下 | | | 50 | 5 | — | 5 | | | |
| 上記に分類されないもの | | | | | | | | | | — | | | | | | | | | | | | | | |
| 温風暖房機 | 気体燃料 | 不燃以外・不燃 | 半密閉式・密閉式 | バーナーが隠ぺい | 強制対流型 | 19kW以下 | | 4.5 | 4.5 | 60 | 4.5 | 気体燃料 | 不燃以外・不燃 | 半密閉式・密閉式 | バーナーが隠ぺい | 強制対流型 | 19kW以下 | | 4.5 | 4.5 | 60 | 4.5 | | |
| | | | | | | 26kW以下 | | 100 | 15 | 150 | 15 | | | | | | 26kWを超え70kW以下 | | 100 | 15 | 100 | 15 | 26kW以下 | |
| | 液体燃料 | 不燃以外 | 半密閉式 | 強制対流型 | 温風を前方向に吹き出すもの | | 26kW以下 | | 100 | 15 | 100 | 15 | 液体燃料 | 不燃以外 | 半密閉式 | 強制対流型 | 温風を前方向に吹き出すもの | | 26kW以下 | | 100 | 15 | 100 | 15 |
| | | | | | 温風を全周方向に吹き出すもの | | 26kW以下 | | 100 | 150 | 150 | 150 | | | | | 強制排気型 | | 26kW以下 | | 60 | 10 | 100 | 10 |
| | | | | | 強制給排気型 | | 26kW以下 | | 60 | 10 | 100 | 10 | | | | | 密閉式 | | 強制給排気型 | | 26kW以下 | | 60 | 10 |
| 半密閉式 | | 温風を前方向 | | 70kW以下 | | 80 | 5 | — | 5 | 半密閉式 | | 温風を前方向 | | 70kW以下 | | 80 | 5 | — | 5 | | | | | |

注2：風道を使用するものにあつては15cmとする。

注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。
注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------------|---|----------------|--------|----|-----|-----|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|----|----|----|
| | | 不燃 | | に吹き出すもの | | | | | | 注3：ダクト接続型以外の場合にあつては100 cmとする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 強制対流型 | 温風を全周方向に吹き出すもの | 26kW以下 | 80 | 150 | — | | | | | | | | | | | | 150 | | | |
| | | | | 強制排気型 | 26kW以下 | 50 | 5 | — | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 密閉式 | 強制給排気型 | 26kW以下 | 50 | 5 | — | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 上記に分類されないもの | | | | — | 100 | 60 | | | | | | | | | | | | 60 | 60 | 60 | |
| 厨房設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ | 14kW以下 | 100 | 15 | 15 | 15 | 注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 据置型レンジ | 21kW以下 | 100 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ドロップイン式こんろ、キャビネット | 14kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 上記に分類されないもの | | | | — | 100 | | | | | | | | | | | | 60 | 60 | 60 | |
| | | | | 上記に分類されないもの | | | | — | 100 | | | | | | | | | | | | 60 | 60 | 60 | |
| | | 不燃 | | に吹き出すもの | | | | | | 注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 強制対流型 | 温風を全周方向に吹き出すもの | 26kW以下 | 80 | 150 | — | | | | | | | | | | | | 150 | | | |
| | | | | 強制排気型 | 26kW以下 | 50 | 5 | — | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 密閉式 | 強制給排気型 | 26kW以下 | 50 | 5 | — | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 上記に分類されないもの | | | | — | 100 | 60 | | | | | | | | | | | | 60 | 60 | | |
| 厨房設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kW以下 | 100 | 15 | 15 | 15 | 注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 据置型レンジ | 21kW以下 | 100 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 組込型こんろ・グリル付こんろ・ | 14kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 上記に分類されないもの | | | | — | 100 | | | | | | | | | | | | | 60 | 60 | 60 |
| | | | | 上記に分類されないもの | | | | — | 100 | | | | | | | | | | | | | 60 | 60 | 60 |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------|--------|----------------|-------------|----------------------|------|---------------|--------|-----|--------------------------------------|------------|--------|---------------|------------|-------|-----|-----|-----|-----|--|-------------|----------------------|---|-----|-----|-----|-----|
| ボイラー | 気体燃料 | 不燃以外 | | ット型グリル付こんろ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 据置型レンジ | 21kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | | | | | | | | | | | 21kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | |
| | | | | 上記に分類されないもの | 使用温度が800℃以上のもの | — | 250 | 200 | 300 | 200 | | | | | | | | | | | 上記に分類されないもの | 使用温度が800℃以上のもの | — | 250 | 200 | 300 | 200 |
| | | | | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 100 | 200 | 100 | | | | | | | | | | | | 使用温度が300℃以上800℃未満のもの | — | 150 | 100 | 200 | 100 |
| | | | 使用温度が300℃未満のもの | | — | 100 | 50 | 100 | 50 | 使用温度が300℃未満のもの | — | 100 | 50 | 100 | 50 | | | | | | | | | | | | |
| | | | ボイラー | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | フードを付けない場合 | 7kW以下 | 40 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 開放式 | フードを付けない場合 | 7kW以下 | 40 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | |
| | | | | | | | フードを付ける場合 | 7kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | フードを付ける場合 | 7kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | |
| | | | | | | 半密閉式 | 12kWを超え42kW以下 | — | 15 | 15 | 15 | 半密閉式 | 12kWを超え42kW以下 | — | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 12kW以下 | — | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | 12kW以下 | — | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 密閉式 | 42kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 密閉式 | 42kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | |
| 屋外用 | フードを付けない場合 | 42kW以下 | | | | 60 | 15 | 15 | 15 | 屋外用 | フードを付けない場合 | 42kW以下 | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | |
| | フードを付ける場合 | 42kW以下 | 15 | 15 | 15 | 15 | フードを付ける場合 | 42kW以下 | 15 | | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------|------|----------|------------|-----------------|---------|-----|-----|-----|-----------------------------|------|------|------|------------|-----------------|-----------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 不燃 | 開放式 | フードを付けない場合 | 7 kW以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | 不燃 | 開放式 | フードを付けない場合 | 7 kW以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | |
| | | | | フードを付ける場合 | 7 kW以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | フードを付ける場合 | 7 kW以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | |
| | | | 半密閉式 | | 42 kW以下 | | — | 4.5 | — | | | | 4.5 | 半密閉式 | | 42 kW以下 | | — | 4.5 | | | — | 4.5 |
| | | | 密閉式 | | 42 kW以下 | | 4.5 | 4.5 | — | | | | 4.5 | 密閉式 | | 42 kW以下 | | 4.5 | 4.5 | | | — | 4.5 |
| | | | 屋外用 | フードを付けない場合 | 42 kW以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | 屋外用 | フードを付けない場合 | 42 kW以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | |
| | | | | フードを付ける場合 | 42 kW以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | フードを付ける場合 | 42 kW以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | |
| | | | 液体燃料 | 不燃以外 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 60 | 15 | 15 | | | | 15 | 不燃以外 | | 12 kWを超え70 kW以下 | | 60 | 15 | | | 15 | 15 |
| | | | | | 12 kW以下 | | 40 | 4.5 | 15 | | | | 4.5 | 12 kW以下 | | 12 kW以下 | | 40 | 4.5 | | | 15 | 4.5 |
| | | | | 不燃 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 50 | 5 | — | | | | 5 | 不燃 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 50 | 5 | — | | | 5 | |
| | | | | | 12 kW以下 | | 20 | 1.5 | — | | | | 1.5 | | 12 kW以下 | | 12 kW以下 | | 20 | | | 1.5 | — |
| 上記に分類されないもの | | | | 23 kWを超える | | 120 | 45 | 150 | 45 | 上記に分類されないもの | | | | 23 kWを超える | | 120 | 45 | 150 | 45 | | | | |
| | | | | 23 kW以下 | | 120 | 30 | 100 | 30 | | | | | 23 kW以下 | | 120 | 30 | 100 | 30 | | | | |
| ストーブ | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが露出 | 壁掛け型、つり下げ型 | 7 kW以下 | 30 | 60 | 100 | 4.5 | ストーブ | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが露出 | 壁掛け型、つり下げ型 | 7 kW以下 | 30 | 60 | 100 | 4.5 | | |
| | | | 半密閉式・密閉式 | バーナーが隠へい | 自然対流型 | 19 kW以下 | 60 | 4.5 | 4.5 | 半密閉式・密閉式 | | | | バーナーが隠へい | 自然対流型 | 19 kW以下 | 60 | 4.5 | 4.5 | | | | |
| | | | | | | | | | | 注5：熱対流方向が一方に集中する場合 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。 | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | |
|------|------|----------|----------|--------------------|---------|-----|-----|-----------|-----|---------------|-----------------|----------|----------|----------------|---------|-----|--------------------|----------|-----|----|-----|
| 液体燃料 | 不燃 | 開放式 | バーナーが露出 | 壁掛け型、 つり下げ型 | 7 kW以下 | 15 | 15 | 80 | 4.5 | にあつては60cmとする。 | 不燃 | 開放式 | バーナーが露出 | 壁掛け型、 つり下げ型 | 7 kW以下 | 15 | 15 | 80 | 4.5 | | |
| | | 半密閉式・密閉式 | バーナーが隠ぺい | 自然対流型 | 19 kW以下 | 60 | 4.5 | 4.5 注5 | 4.5 | | | 半密閉式・密閉式 | バーナーが隠ぺい | 自然対流型 | 19 kW以下 | 60 | 4.5 | 4.5 注 | 4.5 | | |
| | 不燃以外 | 半密閉式 | 自然対流型 | 機器の全周から熱を放散するもの | 39 kW以下 | 150 | 100 | 100 | 100 | | 機器の全周から熱を放散するもの | 39 kW以下 | 150 | 100 | 100 | 100 | | | | | |
| | | | | 機器の上方又は前方に熱を放散するもの | 39 kW以下 | 150 | 15 | 100 | 15 | | | | | | | | 機器の上方又は前方に熱を放散するもの | 39 kW以下 | 150 | 15 | 100 |
| | 不燃 | 半密閉式 | 自然対流型 | 機器の全周から熱を放散するもの | 39 kW以下 | 120 | 100 | — | 100 | | 機器の全周から熱を放散するもの | 39 kW以下 | 120 | 100 | — | 100 | | | | | |
| | | | | 機器の上方又は前方に熱を放散するもの | 39 kW以下 | 120 | 5 | — | 5 | | | | | | | | 機器の上方又は前方に熱を放散するもの | 39 kW以下 | 120 | 5 | — |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|------|-------|-------------------|-----------|------------|--------|-----|-----|-------------|-------------|-------|------------|-------------------|-----------|--------|------------|--------|-----|----|
| 上記に分類されないもの | | | | | | | | | | 上記に分類されないもの | | | | | | | | | | |
| — | | | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| 乾燥設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | 衣類乾燥機 | 5.8kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 乾燥設備 | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | 衣類乾燥機 | 5.8kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | |
| | | 不燃 | 開放式 | 衣類乾燥機 | 5.8kW以下 | 15 | 4.5 | — | 4.5 | | | 不燃 | 開放式 | 衣類乾燥機 | 5.8kW以下 | 15 | 4.5 | — | 4.5 | |
| | 上記に分類されないもの | | | 内部容積が1立方メートル以上のもの | — | 100 | 50 | 100 | 50 | 乾燥設備 | 上記に分類されないもの | | | 内部容積が1立方メートル以上のもの | — | 100 | 50 | 100 | 50 | |
| | | | | 内部容積が1立方メートル未満のもの | — | 50 | 30 | 50 | 30 | | | | | 内部容積が1立方メートル未満のもの | — | 50 | 30 | 50 | 30 | |
| 簡易湯沸設備 | 不燃以外 | 開放式 | 常圧貯蔵型 | フードを付けない場合 | 7kW以下 | 40 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 簡易湯沸設備 | 開放式 | 常圧貯蔵型 | フードを付けない場合 | 7kW以下 | 40 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | |
| | | | | フードを付ける場合 | 7kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | フードを付ける場合 | 7kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | |
| | | | 瞬間型 | フードを付けない場合 | 12kW以下 | 40 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | 瞬間型 | フードを付けない場合 | 12kW以下 | 40 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | |
| | | | | フードを付ける場合 | 12kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | フードを付ける場合 | 12kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | |
| | | 半密閉式 | | | 12kW以下 | — | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | 半密閉式 | | | 12kW以下 | — | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | |
| | | 密閉式 | 常圧貯蔵型 | 調理台型 | 12kW以下 | — | 0 | — | 0 | | 密閉式 | 常圧貯蔵型 | 調理台型 | 12kW以下 | — | 0 | — | 0 | | |
| | | | | 壁掛け型、据置型 | 12kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | 壁掛け型、据置型 | 12kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | |
| | | | 屋外用 | | | フードを付けない場合 | 12kW以下 | 60 | 15 | | | 15 | 15 | 屋外用 | | | フードを付けない場合 | 12kW以下 | 60 | 15 |
| | | 屋外用 | | | フードを付ける場合 | 12kW以下 | 15 | 15 | 15 | | 15 | 屋外用 | | | フードを付ける場合 | 12kW以下 | 15 | 15 | 15 | 15 |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 気体燃料 | 不燃 | 屋外用 | 常圧貯蔵型 | 据置型 | W以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | フードを付けない場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | 15 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 瞬間型 | フードを付けない場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | 15 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 半密閉式 | 常圧貯蔵型 | 12 kWを超え42 kW以下 | | — | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 瞬間型 | | | 12 kWを超え70 kW以下 | | — | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 常圧貯蔵型 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 4.5 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 密閉式 | 瞬間型 | 調理台型 | 12 kWを超え70 kW以下 | | — | 0 | — | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 壁掛け型、据置型 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 4.5 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 常圧貯蔵型 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋外用 | 常圧貯蔵型 | フードを付けない場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 瞬間型 | フードを付けない場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| 液体燃料 | 不燃以外 | 12 kWを超え70 kW以下 | | | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 不燃 | 12 kWを超え70 kW以下 | | | 50 | 5 | — | 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記に分類されないもの | | | | | — | 60 | 15 | 60 | 15 | | | | | | | | | | | | | |
| 気体燃料 | 不燃 | 屋外用 | 常圧貯蔵型 | 据置型 | W以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | フードを付けない場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | 15 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 瞬間型 | フードを付けない場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | 15 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 半密閉式 | 常圧貯蔵型 | 12 kWを超え42 kW以下 | | — | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 瞬間型 | | | 12 kWを超え70 kW以下 | | — | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 常圧貯蔵型 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 4.5 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 密閉式 | 瞬間型 | 調理台型 | 12 kWを超え70 kW以下 | | — | 0 | — | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 壁掛け型、据置型 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 4.5 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 常圧貯蔵型 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋外用 | 常圧貯蔵型 | フードを付けない場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え42 kW以下 | | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 瞬間型 | フードを付けない場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | フードを付ける場合 | 12 kWを超え70 kW以下 | | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| 液体燃料 | 不燃以外 | 12 kWを超え70 kW以下 | | | 60 | 15 | 15 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 不燃 | 12 kWを超え70 kW以下 | | | 50 | 5 | — | 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記に分類されないもの | | | | | — | 60 | 15 | 60 | 15 | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | |
|---------|----------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------|-----|-----|---|-----|---------|------|---|-----|---|-------|--------|-----|----|-----|-----|
| 移動式ストーブ | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが露出 | 前方放射型 | 7 kW以下 | 100 | 30 | 100 | 4.5 | 移動式ストーブ | 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが露出 | 前方放射型 | 7 kW以下 | 100 | 30 | 100 | 4.5 |
| | | | | バーナーが露出 | 全周放射型 | 7 kW以下 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | | 注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。 | | | | | | |
| | | | | バーナーが隠へい | 自然対流型 | 7 kW以下 | 100 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | | |
| | | バーナーが隠へい | 強制対流型 | 7 kW以下 | 4.5 | 4.5 | 60 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 不燃 | 開放式 | バーナーが露出 | 前方放射型 | 7 kW以下 | 80 | 15 | 80 | 4.5 | | | 注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。 | | | | | | | | |
| | | | | バーナーが露出 | 全周放射型 | 7 kW以下 | 80 | 80 | 80 | 80 | | | | | | | | | | | |
| | バーナーが隠へい | | | 自然対流型 | 7 kW以下 | 80 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | | | |
| | バーナーが隠へい | 強制対流型 | 7 kW以下 | 4.5 | 4.5 | 60 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 不燃以外 | 開放式 | 放射型 | 7 kW以下 | 100 | 50 | 100 | 20 | 注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 7 kWを超え12 kW以下 | 150 | 100 | 100 | 100 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 自然対流型 | 7 kW以下 | 100 | 50 | 50 | 50 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 強制対流型 | 温風を前方向に吹き出すもの | 12 kW以下 | 100 | 15 | | 100 | | 15 | | | | | | | | | |
| 放射型 | | | 7 kW以下 | 100 | 50 | 100 | 20 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 7 kWを超え12 kW以下 | 150 | 100 | 100 | 100 | | | | | | | | | | | | | | |
| 自然対流型 | 7 kW以下 | 100 | 50 | 50 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 強制対流型 | 温風を前方向に吹き出すもの | 12 kW以下 | 100 | 15 | 100 | 15 | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|---------|-------|------------------|------------------|-----------|-----|-----|---------|----------------------------|---------|-----|-----|------------------|--------------------------|------------------|---------|-------------------------|-----------|---------|--------------------------|----|----|-----|----|----|----|----|--|
| 液体燃料 | 不燃 | 開放式 | 放射型 | 温風を全周方向に吹き出すもの | 7 k Wを超え12 k W以下 | 100 | 150 | 150 | 150 | 注6：方向性を有するものにあつては100cmとする。 | 液体燃料 | 不燃 | 開放式 | 放射型 | 温風を全周方向に吹き出すもの | 7 k Wを超え12 k W以下 | 100 | 150 | 150 | 150 | 注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 | | | | | | | | |
| | | | | 7 k W以下 | 100 | 100 | 100 | 100 | 7 k W以下 | | | | | | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | | | | | | | | |
| | | | 自然対流型 | 7 k Wを超え12 k W以下 | 120 | 100 | — | 100 | 自然対流型 | | | | | 7 k Wを超え12 k W以下 | 120 | 100 | — | 100 | 7 k W以下 | 7 k W以下 | | 80 | 30 | — | 5 | | | | |
| | | | | 7 k W以下 | 80 | 30 | — | 30 | | | | | | 7 k W以下 | 80 | 30 | — | 30 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 温風を前方向に吹き出すもの | 12 k W以下 | 80 | 5 | — | | | | | | 5 | 温風を前方向に吹き出すもの | 12 k W以下 | 80 | 5 | | — | | 5 | | | | | | | |
| | | | 強制対流型 | 温風を全周方向に吹き出すもの | 7 k Wを超え12 k W以下 | 80 | 150 | — | 150 | | | | | 強制対流型 | 温風を全周方向に吹き出すもの | 7 k Wを超え12 k W以下 | 80 | 150 | — | 150 | | | | | | | | | |
| | | | | 7 k W以下 | 80 | 100 | — | 100 | 7 k W以下 | | | | | | 80 | 100 | — | 100 | | | | | | | | | | | |
| | | | 固体燃料 | | | | | — | 100 | | | | | 50 | 50 | 50 | 注6 | 固体燃料 | | | | | — | 100 | 50 | 50 | 50 | 注2 | |
| | | | 調理器具 | バーナーが露出 | 卓上型こんろ（1口） | 5.8 k W以下 | 100 | 15 | 15 | | | | | 15 | 注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 | 調理器具 | バーナーが露出 | 卓上型こんろ（2口以上）、卓上型グリル付こんろ | 5.8 k W以下 | 100 | | 15 | 15 | 15 | | | | | |
| | | | | | | 14 k W以下 | 100 | 注4 | 15 | | | | | 注4 | | | | | 14 k W以下 | 100 | | 注 | 15 | 注 | | | | | |
| 加熱部が開 | 卓上型グリ | 7 k W以下 | | | 100 | 15 | 15 | 15 | 加熱部が開 | 卓上型グリ | 7 k W以下 | 100 | 15 | 15 | | | | 15 | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------------|-----|----------|-------------------------|----------|----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが隠へい | 放 | ル | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合） | 7 kW以下 | 50 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合） | 7 kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 炊飯器（炊飯容量4リットル以下） | 4.7 kW以下 | 30 | 10 | 10 | 10 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 圧力調理器（内容積10リットル以下） | — | 30 | 10 | 10 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | バーナーが露出 | 卓上型 こんろ （1口） | 5.8 kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | バーナーが隠へい | 放 | ル | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合） | 7 kW以下 | 50 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合） | 7 kW以下 | 15 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 炊飯器（炊飯容量4リットル以下） | 4.7 kW以下 | 30 | 10 | 10 | 10 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 圧力調理器（内容積10リットル以下） | — | 30 | 10 | 10 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | バーナーが露出 | 卓上型 こんろ （1口） | 5.8 kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|-----|----------|--------|---|--------|----|-----|---|-----|-----|-----|----------|--------|---|--------|----|-----|---|-----|
| 不燃 | 開放式 | バーナーが隠へい | 加熱部が開放 | 卓上型 こんろ (2口 以上) ・卓上 型グリ ル付こ んろ | 14kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | 不燃 | 開放式 | バーナーが隠へい | 加熱部が開放 | 卓上型 こんろ (2口 以上) ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ | 14kW以下 | 80 | 0 | — | 0 |
| | | | | 卓上型 グリル | 7kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | | 卓上型 グリル | 7kW以下 | 80 | 0 | — | 0 |
| | | | | 卓上型 オープン・グ リル(フ ードを 付け ない場 合) | 7kW以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | 卓上型 オープン・グ リル(フ ードを 付け ない場 合) | 7kW以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 |
| | | | | 卓上型 オープン・グ リル(フ ードを 付け る場 合) | 7kW以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | 卓上型 オープン・グ リル(フ ードを 付け る場 合) | 7kW以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|----------|------|--|--|--|------------------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|--|------------------------------------|---------|-----------------------------------|----------|----------|----------|----------|--|----|----|
| | | | | | | 炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下) | 4.7kW以下 | 15 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | 炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下) | 4.7kW以下 | 15 | 4.5 | — | 4.5 | | | | |
| | | | | | | 圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下) | — | 15 | 4.5 | — | 4.5 | | | | | 圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下) | — | 15 | 4.5 | — | 4.5 | | | | |
| 移動式 こんろ | 液体 燃料 | 不燃以外 | | | | | 6kW以下 | 100 | 15 | 15 | 15 | | | | | 不燃以外 | | | | | 6kW以下 | 100 | 15 | 15 | 15 |
| | | 不燃 | | | | | 6kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | | 不燃 | | | | | 6kW以下 | 80 | 0 | — | 0 |
| | | 固体燃料 | | | | | — | 100 | 30 | 30 | 30 | | | | | 固体燃料 | | | | | — | 100 | 30 | 30 | 30 |
| 電気温 風機 | 電気 | 不燃以外 | | | | | 2kW以下 | 4.5 注7 | 4.5 注7 | 4.5 注7 | 4.5 注7 | 注7：温 風の吹 き出し 方向に あつて は60cm とする 。 注8：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離(発 熱体 | 不燃以外 | | | | | 2kW以下 | 4.5 注 | 4.5 注 | 4.5 注 | 4.5 注 | 注：温風 の吹き 出し方 向にあ つては 60cmと する。 | | |
| | | 不燃 | | | | | 2kW以下 | 0 注7 | 0 注7 | 0 注7 | 0 注7 | | 不燃 | | | | | 2kW以下 | 0 注 | 0 注 | — 注 | 0 注 | | | |
| 電気 こんろ | 電気 | 不燃以外 | | | | | 4.8kW以下(1口 当たり2kWを超 え3kW以下) | 100 | 2 | 2 | 2 | 注1：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離(こ んろ部 分が | 電気こん ろ、電気 レンジ、 電磁誘導 加熱式調 理器(こ んろ形態 のものに 限る。) | | | | | 4.8kW以下(1口 当たり2kWを超 え3kW以下) | 100 | 2 | 2 | 2 | 注1：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離(こ んろ部 分が | | |
| | | 不燃以外 | | | | | 4.8kW以下(1口 当たり1kWを超 え2kW以下) | 100 | 2 | 2 | 2 | | 不燃 | | | | | 4.8kW以下(1口 当たり1kWを超 え2kW以下) | 100 | 2 | 2 | 2 | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|------|--|-------------------------------------|-----|------------|------------|------------|-----------------------|------|--------|------|--------|----------------------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|----------|---------------------|---------------------|-----|--------|
| 電気天火 | 電気 | 不燃以外 | | 2 kW以下 | 10 | 4.5 注10 | 4.5 注10 | 4.5 注10 | 注10：排気口面にあつては10cmとする。 | 電気天火 | 電気 | 不燃以外 | | 2 kW以下 | 10 | 4.5 注 | 4.5 注 | 4.5 注 | 注：排気口面にあつては10cmとする。 | | | | | |
| | | 不燃 | | 2 kW以下 | 10 | 4.5 注10 | — | 4.5 注10 | | | | 電気天火 | 電気 | 不燃 | | 2 kW以下 | 10 | 4.5 注 | | — | 4.5 注 | 注：排気口面にあつては10cmとする。 | | |
| 電子レンジ | 電気 | 不燃以外 | | 電熱装置を有するもの 2 kW以下 | 10 | 4.5 注10 | 4.5 注10 | 4.5 注10 | 電子レンジ | 電気 | 不燃以外 | | | 電熱装置を有するもの 2 kW以下 | 10 | 4.5 注 | 4.5 注 | 4.5 注 | 注：排気口面にあつては10cmとする。 | | | | | |
| | | 不燃 | | 電熱装置を有するもの 2 kW以下 | 10 | 4.5 注10 | — | 4.5 注10 | | | 電子レンジ | 電気 | 不燃 | | 電熱装置を有するもの 2 kW以下 | 10 | 4.5 注 | — | | 4.5 注 | 注：排気口面にあつては10cmとする。 | | | |
| 電気ストーブ | 電気 | 不燃以外 | | 前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | 100 | 30 | 100 | 4.5 | 電気ストーブ | 電気 | | | 不燃以外 | | 前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | 100 | 30 | 100 | 4.5 | 電気ストーブ | | | | |
| | | 不燃以外 | | 全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | 電気ストーブ | 電気 | 不燃以外 | | 全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 電気ストーブ | | | |
| | | 不燃以外 | | 自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | 100 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | | | 電気ストーブ | 電気 | 不燃以外 | | 自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | 100 | 4.5 | | | 4.5 | 4.5 | 電気ストーブ |
| | | 不燃以外 | | 前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | 80 | 15 | — | 4.5 | | | | | | | 電気ストーブ | 電気 | 不燃以外 | | 前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。） 2 kW以下 | | | 80 | 15 | |

| 現行 | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----|------|---|---------|-----|-----|-----|-----|---|--|---------|---|---------------------------------|---------|-----|-----|---------------------------------|--------|---|-----|---|
| | | 不燃 | 全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。) | 2 kW以下 | 80 | 80 | — | 80 | | | 不燃 | 全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。) | 2 kW以下 | 80 | 80 | — | 80 | | | | |
| | | | 自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。) | 2 kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | 自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。) | 2 kW以下 | 80 | 0 | — | 0 | | | | |
| 電気 乾燥器 | 電気 | 不燃以外 | 食器乾燥器 | 1 kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 注11：前 面に排 気口を 有する 機器に あつて は0 cm とする 。 | | 電気 | 不燃以外 | 食器乾燥器 | 1 kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | |
| | | 不燃 | 食器乾燥器 | 1 kW以下 | 0 | 0 | — | 0 | | | | 不燃 | 食器乾燥器 | 1 kW以下 | 0 | 0 | — | 0 | | | |
| 電気 乾燥機 | 電気 | 不燃以外 | 衣類乾燥機 、食器乾燥 機、食器洗 い乾燥機 | 3 kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | | | 電気 | 不燃以外 | 衣類乾燥機 、食器乾燥 機、食器洗 い乾燥機 | 3 kW以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 注1：前 面に排 気口を 有する 機器に あつて は0 cm とする 。 注2：排 気口面 にあつ ては 4.5cm とする 。 | | |
| | | 不燃 | 衣類乾燥機 、食器乾燥 機、食器洗 い乾燥機 | 3 kW以下 | 4.5 | 0 | — | 0 | | | | 注11 | 注12 | 注12 | 注12 | 不燃 | 衣類乾燥機 、食器乾燥 機、食器洗 い乾燥機 | 3 kW以下 | | 4.5 | 0 |
| 電気 温 | 電 | 不燃以外 | 温度過昇防 止装置を有 するもの | 10 kW以下 | 4.5 | 0 | 0 | 0 | 注12：排 気口面 にあつ | | 電気 温 | 不燃以外 | 温度過昇防 止装置を有 するもの | 10 kW以下 | 4.5 | 0 | 0 | 0 | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|---|---|----|----------------|--------|---|---|---|---|-------------|--|---|----|----------------|--------|---|---|---|---|--|
| 水器 | 気 | 不燃 | 温度過昇防止装置を有するもの | 10kW以下 | 0 | 0 | — | 0 | ては4.5cmとする。 | 水器 | 気 | 不燃 | 温度過昇防止装置を有するもの | 10kW以下 | 0 | 0 | — | 0 | |
| <p>備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p> | | | | | | | | | | <p>備考</p> <p>1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p> | | | | | | | | | |

奈良市下水道条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が法令及びこの条例に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。<u>ただし、第36条第1項の規定により本市に排水設備の新設等の工事を委託した場合には、この限りでない。</u></p> <p>(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本条において「取付ます等」という。）に固着させること。ただし、<u>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場その他管理者が必要と認める工場又は事業場から下水を流入させる場合は、汚水と雨水を分離した構造の排水設備とし、それぞれ取付ます等に固着させること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。</u></p> <p>(11)～(15) 略</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が法令及びこの条例に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本条において「取付ます等」という。）に固着させること。ただし、<u>特定施設を設置する工場又は事業場その他管理者が必要と認める工場又は事業場から下水を流入させる場合は、汚水と雨水を分離した構造の排水設備とし、それぞれ取付ます等に固着させること。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> |

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-----------------------|---|---|---------------------|-----------------------|---|---|--|----------------|-----------------------|---|---|---------------------|-----------------------|---|---|
| <p>(4) 排水設備を取付ます等に固着させるときは、<u>公共水道</u>の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の方法を選ぶこと。</p> <p>(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水きよ</u>の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">排水人口 (単位 人)</td> <td style="width: 50%;">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水きよ</u>の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">排水面積 (単位 平方メートル)</td> <td style="width: 50%;">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(7) 下水の排出量の特に多い箇所の排水管の内径は、前2号の規定にかかわらず、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水きよ</u>の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p> | 排水人口 (単位 人) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | 略 | 略 | 排水面積 (単位 平方メートル) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | 略 | 略 | <p>(4) 排水設備を取付ます等に固着させるときは、<u>公共下水道</u>の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の方法を選ぶこと。</p> <p>(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水渠</u>^{きよ}の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">排水人口 (単位 人)</td> <td style="width: 50%;">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水渠</u>の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">排水面積 (単位 平方メートル)</td> <td style="width: 50%;">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(7) 下水の排出量の特に多い箇所の排水管の内径は、前2号の規定にかかわらず、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水渠</u>の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p> | 排水人口 (単位 人) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | 略 | 略 | 排水面積 (単位 平方メートル) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | 略 | 略 |
| 排水人口 (単位 人) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排水面積 (単位 平方メートル) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排水人口 (単位 人) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排水面積 (単位 平方メートル) | 排水管の内径 (単位 ミリメートル) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | 改正案 | |
|--|-----------------------|--|-----------------------|
| 排水量（1日平均） （単位 立方メートル） | 排水管の内径 （単位 ミリメートル） | 排水量（1日平均） （単位 立方メートル） | 排水管の内径 （単位 ミリメートル） |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| （排水設備の工事の実施等） | | （排水設備の工事の実施等） | |
| 第7条 排水設備の新設等の工事は、第36条第1項の規定により本市が委託を受けて行う場合を除き、当該工事について技能を有すると管理者が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。 | | 第7条 排水設備の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は _____、当該工事について技能を有すると管理者が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。 | |
| 2 略 第7章 雑則 （工事等の委託） | | 2 略 第7章 雑則 | |
| 第36条 排水設備若しくは第10条の規定による取付ます及び取付管又は第15条第1項に規定する水洗便所の新設等の工事の設計及び施行は、本市に委託することができる。 | | 第36条から第38条まで 削除 | |
| 2 前項の規定により工事の施行を委託した者は、工事費概算額を前納しなければならない。ただし、官公署その他管理者がその必要がないと認めた者については、この限りでない。 | | | |
| 3 前項の規定により前納した工事費概算額は、当該工事が完成したときに精算し、その結果、過払金又は不足金があつた場合は、還付し、又は追徴するものとする。 | | | |
| 4 第1項の規定により工事の設計及び施行を委託した者（当該工事の設計のみを委託した者を含む。）は、その設計額の100分の3に相当する額の設計料を納付しなければならない。 | | | |
| 第37条 削除 （水質の測定 of 委託） | | | |
| 第38条 汚水の水質の測定は、本市に委託することができる。 | | | |
| 2 前項の規定により汚水の水質の測定を本市に委託した者は、手数料を納 | | | |

| 現行 | | 改正案 | |
|------------------------------|----------------|---------------------|---------------|
| <u>付しなければならない。</u> | | | |
| 3 <u>前項の手数料の額は、次のとおりとする。</u> | | | |
| <u>測定区分</u> | <u>単位</u> | <u>金額</u> | |
| <u>水素イオン濃度測定</u> | <u>1 試料につき</u> | <u>500円</u> | |
| <u>生物化学的酸素要求量測定</u> | <u>1 試料につき</u> | <u>2,000円</u> | |
| <u>その他の測定</u> | <u>定性分析</u> | <u>1 試料 1 成分につき</u> | <u>700円</u> |
| | <u>定量分析</u> | <u>1 試料 1 成分につき</u> | <u>1,500円</u> |

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p data-bbox="203 288 297 320">附 則</p> <p data-bbox="152 379 658 411">この条例の施行期日は、市長が定める。</p> | <p data-bbox="1205 288 1299 320">附 則</p> <p data-bbox="1160 331 1321 363"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1122 379 1688 411">1 この条例の施行期日は、市長が定める。</p> <p data-bbox="1160 422 1556 454"><u>(助成金の交付に関する特例)</u></p> <p data-bbox="1122 470 2119 635">2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間にされた交付申請に基づき交付する助成金の額は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、水洗便所改造1件につき、下水の処理を開始した日から3年以内のときは3万円、3年を超えるときは1万円とする。</p> |

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 病床数は、<u>一般病床350床</u>とする。</p> | <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 病床数は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>一般病床 349床</u></p> <p>(2) <u>感染症病床 1床</u></p> |

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第115条・第116条）</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準（第117条・第118条）</u></p> <p><u>第3款 設備に関する基準（第119条・第120条）</u></p> <p><u>第4款 運営に関する基準（第121条―第132条）</u></p> <p>第6節 略</p> <p>第8章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>第5章 訪問リハビリテーション （指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第86条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条―第4条）</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p><u>第5節 削除</u></p> <p>第6節 略</p> <p>第8章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>第5章 訪問リハビリテーション （指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第86条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>第7章 通所介護 (従業者の員数)</p> <p>第101条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 略</p> <p>2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が</p> | <p>議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>第7章 通所介護 (従業者の員数)</p> <p>第101条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数_____で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 略</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、<u>第1項第3号</u>の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8 略</p> <p>第103条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>利用定員</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第115条 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス</p> | <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、<u>前項第3号</u>の介護職員_____を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第1項_____の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5～7 略</p> <p>第103条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>当該指定通所介護事業所の利用定員</u>（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p><u>第5節 削除</u></p> <p>第115条から第132条まで 削除</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|-----|
| <p>提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p>第116条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p><u>(従業者の員数)</u></p> <p>第117条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p><u>(管理者)</u></p> <p>第118条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p><u>第3款 設備に関する基準</u></p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p>第119条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第120条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|--|-----|
| <p style="text-align: center;"><u>第4款 運営に関する基準</u> <u>(内容及び手続の説明及び同意)</u></p> <p>第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第128条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第126条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第129条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p>第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(居宅介護支援事業者等との連携)</u></p> <p>第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|--|-----|
| <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、<u>居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> | |
| <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、<u>利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u> <u>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</u></p> | |
| <p>第124条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 <u>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</u> <u>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</u> <u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</u> <u>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。</u> <u>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。</u> <u>(療養通所介護計画の作成)</u></p> | |
| <p>第125条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p><u>しなければならない。</u></p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、<u>当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、<u>当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、<u>利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、<u>当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 <u>（緊急時等の対応）</u></p> <p>第126条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、<u>主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</u></p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、<u>利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、<u>緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第129条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> | |

| 現行 | 改正案 |
|--|-----|
| <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> | |
| <p>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</p> | |
| <p>(管理者の責務)</p> | |
| <p>第127条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業員の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> | |
| <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> | |
| <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> | |
| <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> | |
| <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業員にこの款（この条を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> | |
| <p>(運営規程)</p> | |
| <p>第128条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> | |
| <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> | |
| <p>(2) 従業員の職種、員数及び職務の内容</p> | |
| <p>(3) 営業日及び営業時間</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p>(4) <u>指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>非常災害対策</u></p> <p>(9) <u>その他運営に関する重要事項</u> <u>(緊急時対応医療機関)</u></p> | |
| <p>第129条 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</u></p> | |
| <p>2 <u>緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</u></p> | |
| <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</u> <u>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</u></p> | |
| <p>第130条 <u>指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u></p> | |
| <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p> | |
| <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u></p> | |

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p>(記録の整備)</p> <p>第131条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第112条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定療養通所介護を提供した日から5年間</p> <p>(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間</p> <p>(準用)</p> <p>第132条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第43条、第104条(第3項第2号を除く。)、第105条及び第109条から第112条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第109条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第112条の2第4項中「第103条第4項」とあるのは「第120条第4項」と読み替</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p><u>えるものとする。</u> (従業者の員数)</p> <p>第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数<u>（次項において「提供単位時間数」という。）</u>で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 略</p> | <p>(従業者の員数)</p> <p>第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数<u>（次項において「提供単位時間数」という。）</u>で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 略</p> |
| <p>2 <u>基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に</u></p> | |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> | |
| <p>3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、<u>第1項第3号の介護職員</u>（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> | <p>2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、<u>前項第3号の介護職員</u> _____ を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> |
| <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> | <p>3 第1項 _____ の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> |
| <p>5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> | <p>4 前3項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> |
| <p>6・7 略 （設備及び備品等）</p> | <p>5・6 略 （設備及び備品等）</p> |
| <p>第135条 略</p> | <p>第135条 略</p> |
| <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1） 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>利用定員</u> _____ _____ を乗じて得た面積以上とすること。</p> | <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 （1） 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>当該基準該当通所介護事業所の利用定員</u>（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> |
| <p>イ 略</p> | <p>イ 略</p> |
| <p>（2） 略</p> | <p>（2） 略</p> |
| <p>3・4 略</p> | <p>3・4 略</p> |
| <p>第9章 短期入所生活介護 （指定通所介護事業所等との併設）</p> | <p>第9章 短期入所生活介護 （指定通所介護事業所等との併設）</p> |
| <p>第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を</p> | <p>第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所_____</p> <p>_____、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p> <p>第11章 特定施設入居者生活介護 （受託居宅サービス事業者への委託）</p> <p>第248条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第251条に規定する指定福祉用具貸与_____及び指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護</u>を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>5～8 略</p> | <p>行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p> <p>第11章 特定施設入居者生活介護 （受託居宅サービス事業者への委託）</p> <p>第248条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第251条に規定する指定福祉用具貸与、<u>指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護</u>及び指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>次の各号に掲げる事業</u>を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) <u>指定訪問介護</u> (2) <u>指定訪問看護</u> (3) <u>指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</u></p> <p>5～8 略</p> |

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護 (受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第235条 略</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。） _____、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。） _____、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第240条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。</p> | <p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護 (受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第235条 略</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、<u>指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、</u>指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、<u>指定地域密着型通所介護（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号）第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、</u>指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第240条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定通所介護_____又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>(3) 略</p> <p>5～8 略</p> | <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>(3) 略</p> <p>5～8 略</p> |

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(従業者の員数)</p> <p>第99条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定</p> <hr/> <p>を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業</p> <hr/> <p>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節</p> | <p>(従業者の員数)</p> <p>第99条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>において同じ。) の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> | <p>において同じ。) の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> |
| (4) 略 | (4) 略 |
| 2～7 略 | 2～7 略 |
| <p>8 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者</u> の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護</u> の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第7項まで</p> | <p>8 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者等</u> の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護等</u> の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス</p> |
| <p>_____に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> | <p>_____に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> |
| 第101条 略 | 第101条 略 |
| 2～4 略 | 2～4 略 |
| <p>5 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者</u> の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護</u> の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項まで</p> | <p>5 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者等</u> の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護等</u> の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス</p> |
| <p>_____に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> | <p>_____に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> |
| (従業者の員数) | (従業者の員数) |
| 第114条 略 | 第114条 略 |
| 2～6 略 | 2～6 略 |
| <p>7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第133条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たし</p> | <p>7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第133条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たし</p> |

| 現行 | 改正案 |
|------------------|------------------|
| ているものとみなすことができる。 | ているものとみなすことができる。 |

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第57号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第14条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第68条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第60条の2）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第60条の5）</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準（第60条の6—第60条の20）</u></p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）</u></p> <p><u>第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）</u></p> <p><u>第4款 運営に関する基準（第60条の27—第60条の38）</u></p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第57号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第14条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、<u>第60条の6、第60条の28及び第60条の29</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> | <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> |
| <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(管理者等の責務)</p> | <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>(管理者等の責務)</p> |
| <p>第30条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>(管理者等の責務)</p> | <p>第30条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>(管理者等の責務)</p> |
| <p>第55条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う</p> | <p>第55条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--------------------------|---|
| <p>ものとする。</p> <p>3 略</p> | <p>ものとする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p style="text-align: center;">(基本方針)</p> <p>第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 人員に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(従業者の員数)</p> <p>第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間帯数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p>(3) <u>介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p>(4) <u>機能訓練指導員 1以上</u></p> <p>2 <u>当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p><u>の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p>6 <u>第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>7 <u>第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>8 <u>指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> <u>(管理者)</u></p> <p>第60条の4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> <u>第3節 設備に関する基準</u> <u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第60条の5 <u>指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>食堂及び機能訓練室</u></p> <p>ア <u>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>イ <u>アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市が定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p style="text-align: center;"><u>第4節 運営に関する基準</u> <u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用料等の受領)</u></p> <p><u>第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p><u>(3) 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>(4) おむつ代</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供におい</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>て提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p>4 <u>前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</u></p> <p>第60条の8 <u>指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p>第60条の9 <u>指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p><u>に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>(地域密着型通所介護計画の作成)</u></p> <p><u>第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>(管理者の責務)</u></p> <p>第60条の11 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第60条の12 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員</u></p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p><u>(6) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(7) サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) その他運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第60条の13 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。 <u>(定員の遵守)</u></p> <p>第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <u>(非常災害対策)</u></p> <p>第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 <u>(衛生管理等)</u></p> <p>第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 <u>(地域との連携等)</u></p> <p>第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> <u>（事故発生時の対応）</u></p> <p>第60条の18 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p><u>行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第60条の19 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 地域密着型通所介護計画</u></p> <p><u>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間</u></p> <p><u>(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第60条の20 <u>第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第43条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p>第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第60条の21 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなけ</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>ればならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(従業者の員数)</u></p> <p>第60条の23 <u>指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u></p> <p>2 <u>前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理者)</u></p> <p>第60条の24 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 設備に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用定員)</u></p> <p>第60条の25 <u>指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第60条の26 <u>指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p><u>な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4款 運営に関する基準</u> <u>（内容及び手続の説明及び同意）</u></p> <p><u>第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u> <u>（心身の状況等の把握）</u></p> <p><u>第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>い。</u></p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p><u>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</u></p> <p>第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。</u></p> <p><u>(療養通所介護計画の作成)</u></p> <p>第60条の31 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 <u>(緊急時等の対応)</u></p> <p>第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。 <u>(管理者の責務)</u></p> <p>第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)</p> <p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) その他運営に関する重要事項 (緊急時対応医療機関)</p> <p>第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p style="text-align: center;"><u>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</u></p> <p><u>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 療養通所介護計画</u></p> <p><u>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</u></p> <p><u>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向</p> | <p>望、助言等の記録</p> <p>3 指定療養型通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定療養型通所介護を提供した日から5年間</p> <p>(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症_____である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> | <p>上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(利用定員等)</p> |
| <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> | <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> |
| <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> | <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> |
| <p>第68条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、</p> | <p>第68条及び第69条 削除</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p><u>(利用料等の受領)</u></p> <p>第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところ</p> | |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>によるものとする。</p> <p>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> | |
| <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第70条 略</p> | <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第70条 略</p> |
| <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者</p> <p>_____は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(管理者の責務)</p> | <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> |
| <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業員の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> | <p>第73条 削除</p> |
| <p>2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> | <p>(運営規程)</p> |
| <p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。第76条において同じ。)</p> <p>(5)～(10) 略</p> | <p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。_____)</p> <p>(5)～(10) 略</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|------------------------|
| <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>(定員の遵守)</u></p> <p>第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p>第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>第75条から第79条まで 削除</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> | |
| <p>第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> | |
| <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> | |
| <p>第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> | |
| <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> | |
| <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> | |
| <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> | <p>(記録の整備)</p> |
| <p>第80条 略</p> | <p>第80条 略</p> |
| <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならな</p> | <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならな</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>い。 (1)～(4) 略 (5) 前条第2項 _____ に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第81条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第41条、第43条及び第54条 _____ の規定は、指 定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定す る重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業 者」と読み替える</p> | <p>い。 (1)～(4) 略 (5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録 (6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第81条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第41条、第43条、第54条、第60条の6、 第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指 定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定す る重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業 者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する 者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読 み替えるものとする。</p> |
| <p>_____ ものとする。</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護 (心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護 支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条に おいて同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サ ービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅</p> | <p>_____ ものとする。</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護 (心身の状況等の把握)</p> <p>第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護 支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条に おいて同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サ ービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（地域との連携等）</p> | <p>サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> |
| <p>第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければな</p> | <p>第106条 削除</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>らない。 (記録の整備)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第109条 <u>第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第73条、第75条及び第78条</u> _____の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第73条第2項</u>中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第75条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替える</p> <p>_____ものとする。</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であ</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>次条において準用する第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第109条 <u>第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」</u>とあるのは「第5章第4節」と、<u>第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であ</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>って認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> | <p>って認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> |
| <p>（記録の整備）</p> | <p>（記録の整備）</p> |
| <p>第128条 略</p> | <p>第128条 略</p> |
| <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> | <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> |
| <p>（1）～（6） 略</p> | <p>（1）～（6） 略</p> |
| <p>（7） 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> | <p>（7） 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> |
| <p>3 略</p> | <p>3 略</p> |
| <p>（準用）</p> | <p>（準用）</p> |
| <p>第129条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第73条、第78条</p> | <p>第129条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第60条の11、第60条の16、</p> |
| <p>、第100条、第103条、第105条及び第106</p> | <p>第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条</p> |
| <p>条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と</p> | <p>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6</p> |
| <p>、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」</p> | <p>月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と</p> <p>読み替えるものとする。</p> |
| <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> | <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> |
| <p>第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（<u>法第8条第20項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> | <p>第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（<u>法第8条第21項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> |
| <p>2 略 （記録の整備）</p> | <p>2 略 （記録の整備）</p> |
| <p>第150条 略</p> | <p>第150条 略</p> |
| <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> | <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> |
| <p>3 略</p> | <p>3 略</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(準用) 第151条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、<u>第73条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、<u>第73条第2項</u>中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、<u>第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>通りサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> | <p>(準用) 第151条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、<u>第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、<u>第60条の11第2項中「この節</u>」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、<u>第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>2月</u>」 と読み替えるものとする。</p> |
| <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (基本方針)</p> | <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (基本方針)</p> |
| <p>第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービスをいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> | <p>第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービスをいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> |
| <p>2～4 略 (従業者の員数)</p> | <p>2～4 略 (従業者の員数)</p> |
| <p>第153条 略 2～12 略</p> | <p>第153条 略 2～12 略</p> |
| <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サ-</p> | <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サ-</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>ビス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等 <u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> | <p>ビス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> |
| <p>14～17 略</p> | <p>14～17 略</p> |
| <p>(記録の整備)</p> | <p>(記録の整備)</p> |
| <p>第178条 略</p> | <p>第178条 略</p> |
| <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> | <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> |
| <p>(1)～(6) 略</p> | <p>(1)～(6) 略</p> |
| <p>(7) 次条において準用する<u>第106条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> | <p>(7) 次条において準用する<u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> |
| <p>3 略</p> | <p>3 略</p> |
| <p>(準用)</p> | <p>(準用)</p> |
| <p>第179条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第43条、<u>第73条、第106条第1項から第4項まで</u>及び第149条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対</p> | <p>第179条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第43条、<u>第60条の11、第60条の17第1項から第4項まで</u>及び第149条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項 中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第43条、<u>第73条、第106条第1項から第4項まで</u>、第149条、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項 中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第6項」とあるのは「第184条第8項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条</p> | <p>して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第43条、<u>第60条の11、第60条の17第1項から第4項まで</u>、第149条、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第6項」とあるのは「第184条第8項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第6項」とあるのは「第184条第8項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と、同条第3項第1号中「指定地域密着型介護老人福祉施設サービス」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護 (記録の整備)</p> <p>第203条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 次条において準用する第106条第2項 _____ に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第204条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、<u>第73条、第75条、第78条</u> _____、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条 _____ の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第</p> | <p>第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第6項」とあるのは「第184条第8項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と、同条第3項第1号中「指定地域密着型介護老人福祉施設サービス」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護 (記録の整備)</p> <p>第203条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第204条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、<u>第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17</u>、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、<u>第101条から第105条まで及び第107条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> | <p>小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> |

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る
 介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護 (利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> | <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護 (利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条</p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>3 略</p> <p>第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護 (地域との連携等)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介</p> | <p>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略</p> <p>第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第63条 削除</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>護の提供を行うよう努めなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>第63条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第66条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)、第38条<u>及び</u>第41条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第4項並びに第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替える</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>次条において準用する第39条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略 (準用)</p> <p>第66条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)、第38条、<u>第39条</u>及び第41条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第4項並びに第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> |
| <p>ものとする。</p> <p>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 (記録の整備)</p> | <p>ものとする。</p> <p>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 (記録の整備)</p> |
| <p>第86条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定</p> | <p>第86条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条____、第41条、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中</p> | <p>介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条、第41条、第57条、第60条及び第62条____の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と____</p> |
| <p>____「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> | <p>____読み替えるものとする。</p> |

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4～6 略</p> |

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(入退所)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～7 略</p> | <p>(入退所)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～7 略</p> |

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(入退所)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(入退所)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 略</p> |

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> |

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(入退所)</p> | <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(入退所)</p> |
| <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほ</p> | <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほ</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>か、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> | <p>か、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> |
| <p>(職員の配置の基準)</p> | <p>(職員の配置の基準)</p> |
| <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> | <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> |
| <p>2～11 略</p> | <p>2～11 略</p> |
| <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）</p> | <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）</p> |
| <p>第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> | <p>第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> |
| <p>13～15 略</p> | <p>13～15 略</p> |

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| (職員配置の基準) | (職員配置の基準) |
| 第12条 略 | 第12条 略 |
| 2～11 略 | 2～11 略 |
| <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> |
| 13 略 | 13 略 |
| (入退所) | (入退所) |
| 第15条 略 | 第15条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その</p> | <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> | <p>他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> |